大正九年十月一日（第三種郵便物認可）　大正九年十月九日發行（毎月一回一日發行）
大正九年十一月六日印刷納本

新婦人協會
機關雜誌

女性同盟

1

綱領

一、婦人の能力を自由に發達せしめるため男女の機會均等を主張すること。
一、男女の價値同等觀の上に立ちて其の差別を認め協力を主張すること。
一、家庭の社會的意義を闡明すること。
一、婦人、母、子供の權利を擁護し、彼等の利益の增進を計ると共に之に反する一切を排除すること。

創刊號

東京　田端　新婦人協會

最高級

實用 萬年鉛筆

和製類似品御注意

歐米紳士にして
エバーシャープペンシルを
愛用せざるものなし

萬年筆の
時代は去る



營業主要品目次

舶來文房具　斬新雜貨類
夜光時計各種　米國諸雜誌
特製諸大學用　ペナント各種
直輸出入

エバーシャープペンシル日本總代理店
テンポイント萬年筆日本總代理店

米國
五車堂東京支店

第一支店　神田駿河臺下（電話神田）二八一〇番

第二支店　神田神保町通（電話神田）三七二八番

米國本店　桑港ポスト街（電話ウエスト）五四八八番

振替口座東京四〇七六四番

筆記界の權威エバーシャープペンシル
外觀の美、構造の完全、運筆の輕快なる
文字自ら整然、小刀の用なく
一錢の芯、克く一萬語を記す

銀製＝三圓、四圓五十錢、五圓廿五錢、七圓五十錢
九圓、十二圓、十五圓

金製＝九圓、十四圓五十錢、十五圓、三十圓、百廿圓［書留十二錢］

―【目錄進呈 但し郵券二錢送付の事】―

宣言

婦人も亦婦人全體のために、その正しき義務と權利の遂行のために團結すべき時が來ました。今こそ婦人は婦人自身の教養、その自我の充實を期するのみならず、相互の堅き團結の力によつて、その社會的地位の向上改善を計り、婦人としての、母としての權利の獲得のため、男子と協力して戰後の社會改造の實際運動に參加すべき時であります。若しこの時に於て、婦人が立たなければ、當來の社會も亦婦人を除外した男子中心のものとなるに相違ありません。そしてそこに世界、人類の禍の大半が置かれるのだと思ひます。

私共は日本婦人がいつまで無智無能であるとは信じません。否、既に我が婦人界は今日見るべき學識あり、能力ある幾人かの新婦人を有つてゐます。しかも私共は是等の現はれたる婦人以外に、なほ多くの更に識見高き、思慮あり、實力ある隱れたる婦人のあることを疑ひません。然るに是等の婦人の力が一つとして社會的に若しくは社會的勢力となつて活動して來ないのは何故でありませう。全く婦人相互の間に何の聯絡もなく、各自孤立の狀態にあつて、少しもその力を婦人共同の目的のために一つにしやうといふやうな努力もなく、又そのための機關もないからではないでせうか。私共はさう信ずるものであります。是れ私共が微力を顧ず、同志を糾合し、玆に婦人の團體的活動の一機關として「新婦人協會」を組織し、婦人相互の團結を計り、堅忍持久の精神をもつて、婦人擁護のため、その進歩向上のため、或は利益の增進、權利の獲得のため努力し、その目的を達せんことを期する所以であります。

社會改造に對する婦人の使命

「女性同盟」創刊の辭に代へて

らいてう

一

私は今「女性同盟」の發刊の辭を書かうとして、思ひ起さずにはゐられないことがあります。それは丁度十年前、私が數人の同志と共に發行いたしました「靑鞜」の創刊號に書いた「原始女性は太陽であつた」といふ幼い一文のことであります。これは今見ますと、到底靜讀に堪へないほど思想に於ても、文章に於ても粗雜な、不徹的な、そして稚氣に滿ちたものではありますが、併し現在の婦人の屈從的な奴隷生活を歎き、悲み、呪ひ、且つ憤つて、婦人の自主獨立を、自我の尊嚴を主張し或は婦人の天才たる可能性を說いた情熱に於ては、何人もどうしやうもないほど純な、そして僞のないものであつたと私自身も信じて居ります。

併しその當時の私の思想と生活と、十年後の今日のそれらとの間には、又その當時の我が婦人界並婦人思想界の狀態と今日のそれらとの間には可成り大きな差異があります。距離があります。言ひ換へればそこに可成り大きな變化と進化とのあつたことを認めずにはゐられません。

「原始女性は太陽であつた」の一文に限らず十年前の私が文筆を通じて、我が婦人界並に婦人言論界になした努力は、言ふまでもなく婦人運動の極めて初歩的なもので、「婦人も亦人間なり」といふ數語に盡きるところの所謂婦人覺醒の第一聲に過ぎませんでした。しかも歐米に於ける初期の婦人運動がこの同じ見地から「それ故に婦人も亦男子と同一の權利を享有し、男子と同一の生活を享樂する自由を有す」として直に法律上の、政治上の、經濟上の乃至は職業上の權利若しくは自由を要求するに反し、當時の私は寧ろ是等の要求を外的なもの、部分的なもの、枝葉的なものとして、ひたすらに精神的自由と獨立とを高調いたしました。即ち

「婦人は只外的生活に於ける自由や獨立や權利を要求するよりも、否それに先き立ち第一に婦人自身が自分自身にかへり、自我の尊厳を悟り、內的自我の解放、內部精神の自由獨立を有たねばならぬ。」と。

これによつて見ても、當時の私の努力は主として、日本婦人に對する自己革命、若しくは自己改造の範圍に止るものでこれをもつて一種の精神(若しくは宗教)運動とは言へませうが、未だ社會運動とまでは進んでゐなかつたのであります。

そしてこれは、私自身の冥想的な本性と、過去の宗教的生活の影響によつて一層高められた唯心的傾向と、精神を或は思想のみを偏重する靑年期の一般的特徴の影響から來てゐることも確に拒み難いことだとしても、なほ同時に當時の我が婦人界がまだ全く社會的に目ざめてゐなかつたからで、更に言へば、社會的運動を開始するに必要な根本のそして第一の準備さへも、まだ日本婦人の中には出來てゐなかつたからだといふこともまた確に言へると思ひます。そして私がこゝで言ふ「根本のそして第一の準備」とは、自我の確立といふことです。即ち自我といふものを殆ど有たなかつた當時の日本婦人に向つて、何よりも先に自我の確立を必要とした時代であつたからであります。

ところがこの一種の精神運動が在來の(そして今日の)道德、習慣に對する懷疑となり、更に反抗となつて、外部に現はれた時、所謂「因襲打破」の形をとつて現はれたとき、私共の心は常に高き宗教的情熱に充されてゐたにも拘はらず、最も卑俗な立場から、豫期した通りの、否豫期以上の愚劣な、そして醜惡な侮辱と、嘲笑と、惡罵と、非難と誤解とを受けねばなりませんでした。併しそれと同時にこれが刺戟となり、導火線となつて、婦人思想界に於て、假に新舊思想が論議せられるやうになり、或は識者の間からも、婦人問題乃至は婦人運動の眞面目な研究者を出すやうになつて、今迄眠つてゐた婦人達を呼び醒し、婦人界全體に或る動搖と變化とそして進歩とを持ち來すことが出來たのは寧ろ喜ぶべき結果であつたと言はねばなりません。

二

斯くの如く、歐洲に於ける初期の婦人運動と十年前の私共の運動との間には、婦人も亦人間であるといふ同じ立場から、同じく自由を要求し乍らも、その自由を求める根本の態度の上に大きな相違がありました。言ひ換へれば一方は生活上の自由の要求であり、他方は人格上の自由の要求であつたのでありますが、併しなほ一つの共通點が兩者の間にあります。即ちいづれもが女性としての婦人を無視してゐたといふことです。併し嚴密に言ふなら、前者は女性のみを無視し、男性を寧ろ女性の生活の理想として認めてゐたに拘はらず、後者は——少くとも私自身は——女性を無視すると同時に男性をも亦同樣に無視して居ました。言ひ換れば男性の生活の上にも眞の自由を期待してゐなかつたのであります。

歐米の婦人運動が、誰れも知る如く、個人主義とデモクラシーにその源を發し、そこに理論的根據を置くものである限り、個人の權利や、個人の自由の主張にのみ急で、それがため女性としての婦人特有の權利や義務を久しく見落してゐたのも又或期間止むを得ないことであつたでせう。實際過去に於て有力だつた婦人論はいづれも〳〵男女の性別を無視し若くは輕視し、たとへ單なる生理上の一小差異として止むを得ず承認するとしても、これを心理上にまで押しひろめることは何處まで

も拒むのでした。即ち人間としての男女本質の同一を主張し、男女能力の同等を――少くとも男子に劣らざる婦人能力の可能性を――認めることによつて、社會生活のあらゆる部面に於ける男女同一の權利を要求して居ります。のみならず更に進んでは女性としての婦人の生活は個人の自由發展を阻害する婦人進步の大敵として呪咀する傾向さへ示して居ります。そしてこの思想は我が國の婦人界をも動かさずには置きませんでした。何故ならこれは私共婦人から見れば單純な、又は冷かな理屈の上の問題ではありませんから。婦人としてこの世の中に生れた私達が、只女であるといふそれ丈の理由で、實際生活の上で、有形無形に男性から、男性の造つた社會から、その社會が彼等の便宜のために造つた道德や、習慣や、法律や其他一切の制度から、最後に自己の生存の必要上男性と男性の造つたあらゆるものに追從することにあまりに慣されて來た私共の同性から――即ち女性自身からまでも無視され、侮辱され特殊扱ひされねばならないことを知つた時、又子供を產み且つ育てるといふ女性としての仕事は婦人の天職中の最も重要なものであると說かれてゐるに拘はらず、そしてそれは自己の生活の總てを犧牲としなければならないほど勞苦多き仕事であるにも拘はらず、實際に於ては、男子からも又社會からも、理解されず、從つて何等の價値も認められなければ、又何等の尊敬も拂はれてゐないのを見た時、否それ以上、女性としてのこの重き負擔あるが爲に、却て男性に征服せられ、その常習的橫暴と氣まぐれの溫情のもとに長い間の奴隸生活を甘んじて續けねばならなかつたのではないかと一度考へ及んだ時、婦人自身の見地から、女性としての正しい生活を考へ、その深い意義や價値を靜に思ふ前に、直に女性そのものを拒否し、女性を離脫することによつて、自由なる太陽の下に獨自の生活を享樂しやうと焦るに至るのは無理もないことゝ言はねばなりますまい。そして私は性を無視したこの種の婦人運動の傾向の中にたとへどれほどの考へ違ひが潛んでゐるとしても、或時代に於ける婦人の痛切なる煩悶を語るものとして、婦人解放の一過程として十分意義あるものだと信じます。

三

併し翻つて考へて見ますと、これは或意味に於て正しく男性への女性の最も完全なそして最も根本的な降服であります。何故なら女性それ自身であるべきものを、女性としての特徴を一層鮮明にし、その意義と價値とを認めしめ、更に女性としての特權を併せて主張すべきであるのに、又今日の若しくは在來の男性中心の社會が婦人が女性としての心を保持し、女性としての生活をなすに最も不都合なものだとすればこれを婦人自身の本能により、思想によつて改造すべきであるのに、寧ろその反對に女性たる一切を自から好んで放棄し、男性の見地に自身を置きかへることによつて男子と共に、男子と同じやうな生活と仕事をなし、かくして彼等及彼等の社會から人間としての尊敬を受けやうとすることは、これ明に女性が男性に降服し、男性と男性の手になれる社會と、その社會に於ける一切の價値判斷とを――一口に言へば今日の男性文化の總てを是認したことだと言はねばなりませんから。若しこれを婦人の立場から強て辯解しやうと思へば、婦人と婦人本來の仕事を理解せず、只男子のなす如き仕事をなし得ないといふそれ丈の理由で婦人を無視する頑迷なる男子をして、婦人といふものゝ存在を意識せしめるための一つの必要な、そして止むを得ない手段であつたとは言へるでせう。しかも手段は何處までも手段です。婦人としての正しい生活の目的に向つて本道を歩んでゐるものではありません。のみならず婦人が男子と異る點に於て即ち女性である點に於て認められ、尊敬されたのでない限り、矢張り婦人は永久に本當の意味では無視され侮辱されてゐるより外ありません。そしてこれは又同時に男性の立場から見ても、社會の進歩、人類の進化といふ立場から考へても決してよろこばしいことでないばかりか、非常な損失でありませう。

併し婦人がこの點に自から氣付くまでには多少の時がかゝりました。併し今や私共は人間としての自覺から更に進んで女性としての自覺にはいりました。あの個人主義的な(寧ろ狹隘な意味での個人主義的な)婦人論は最早過去のもの、時代おくれのものとなり、婦人思想界の中心問題は、男女對等、男女同權、機會均等などの問題から、兩性問題(戀愛及結婚の問題)母性問題、子供問題へと移動いたしました。そしてこれは同時に個人主義から集團主義へ、利己主義から利他主義への移動を意味するものであります。

かうしてこれ迄男子からも認められず、又婦人自身もその價値を知らずにゐた人間創造の事業、即ち母となるといふ家庭に於ける女性の愛の仕事は全く新な、尊厳なそして重大な社會的並に倫理的意識をもつて婦人の心に復活して参りました。婦人の天職は矢張り母である。併し新しき母の仕事は只子供を産み且つ育てることのみではなく、よき子供を産み、且つよく育てることでなければならぬ。即ち種族の保存繼續以上に種族の進化向上を圖ることが、生命といふ最も神聖なる火焔を無始から無終へと運ぶ婦人の人類に對する偉大なる使命であらねばならぬ。こゝに婦人の、母の尊い社會的意義があるのだと感ずるやうになり、戀愛、結婚、生殖、育兒、教育を通じての人類の改造(社會の根本的改造)を最後の目標とするところの女性としての愛の解放、母たる權利の要求こそ最も進歩した婦人運動の目的であるといふところに到達したのであります。

そしてこの思想は――女性としての婦人の本能の滿足と人類の要求との一致、言ひ換へれば個人の幸福と社會の利益との一致は私共婦人が女性としての自身の生活の上に於て發見したところの一つの大きな眞理であり、一つの大きな調和であります。――丁度私の心の成長の或過程に於て、大きな力として私の生活の上に加はつて來た戀愛の洪水や母愛の泉の中で得たいろ〳〵の經驗と一緒になつて、まだ性としての意識的な生活をもつてゐなかつた、そして性を超越したところに自由な、高貴な精神を夢想してゐた十年前の私には到底想像も及ばなかつた一つの信念を、女性としての私の生活上に確立してくれました。

四

ところで女性としての自覺を得た婦人が、眞に婦人自身としての愛の仕事に生きやうとするとき、現在の社會はその婦人にとつてどういふものでありませう。

男性の利己主義、その腕力主義の上に築かれてゐる、そして婦人と母性と子供との尊重されない現在の社會は婦人が婦人自身として生きやうとすればするほど、彼女にとつてどれほど生き苦しいものであるが、どれほど不快な、どれほど不都合

な、どれほど不利益な、又どれほど多くの危險に曝されねばならないものであるかは今更說明を要しません。斯の如き社會に於て婦人がその本然を發揮し、女性としての正しい生活を完成しやうといふことはいかに望むとも到底不可能なことであります。

たとへば私共は人類改造の第一要件として、女性によつてなされる社會奉仕の第一要件として、婦人の本能の最も深いところに根を下してゐる戀愛を尊重します、そしてその自由と權利を主張します。然るに戀愛の意義と價値とを認めない今日の男性社會に於ては、婦人が彼女の良心に從つて、その愛を遂行する時、彼女の行爲は罪惡視され、不道德視され、彼女は社會的に不利な位置に立たねばなりません。しかも他方に於て戀愛を酒と同程度の一時的快樂以上に觀ない今日の社會は、戀愛を汚瀆し、家庭の神聖を破壞し、女性の生活を蹂躪する男子の行爲に對して、何等の制裁も加へません。かうして戀愛と家庭と、婦人と子供は男性の野蠻性から今日の文明に於ては全く保護されてゐないのであります。又たとへ社會が戀愛を尊重し、その自由と權利を認めるやうになつたとしても、今日の社會制度、特に今日の資本主義による經濟組織が生んだ多數者の生活上の不安が續く限り事實上戀愛の自由と權利とは奪はれてゐるではありませんか。私共は母性を尊重し、母となる權利を主張します、併し多數の婦人がパンに飢ゑてゐる今日の濟經制度の下に於ては、目前の止むを得ざる必要から將來母となるべき多くの娘達が工場に於て資本家の利己心の犧牲となつて、彼女の若々しさと愛情の豐かさと彼女にとつて何よりも大切な母性とを破壞されねばなりません。かうして人類は未來の生命を日夜に失つてゐますけれど、生命を尊重し、愛護することに冷淡な男性の（そして資本家階級の）手になつた今日の法律は、資本家の利己心の上に制限を置くことさへもして居りません。又現に母である婦人も、母の重要なる社會的意義が認められず、從つて母の仕事が社會的の仕事となつてゐない今日の社會に於ては、子供が母の手を最も必要とする時に於てさへ、只生きねばならぬといふ最後の必要のために、否應なしに或は工場勞働へ、或は自由職業へ走らねばならぬ場合が少くありません。かうして多數の子供は現に危險に曝されつゝあります。殊に甚しいのは婦人が產前產後全然勞働不能に陷る期間さへも母子の生活は社會によつて保證されて

ゐないことです。斯くの如く母權が社會的に確立せず、母子の生活が、常に夫であり、父である一個の男子にのみ無條件に一任されてゐるといふことは、(たとへそれは男子としての人類に對する義務には相違ないとしても)今日の不完全な經濟組織と、今日の男性道德の進步の程度に於ては一層不安なことでなければなりません。のみならずかゝるところに婦人の自由が求められやう筈がありません。又たとへば男性社會に於てあまりに容易に行はれる戰爭は、一切の生命の愛護者である母の世界に於ては、最も憎惡すべく、最も戰慄すべき罪惡であるに拘はらず、彼女等の意志などに少しも頓着することなしに常に開始されます。そして男性の利己的な智惠の總てを傾倒して考案された所謂文明的な大規模の裝置のもとで、彼女達の愛の結晶として創造された無數の人間が公然と殺戮される大慘事を目擊しながらも、何等の發言權も與へられてゐない彼女達はあまりに大きな打擊と、あまりに大きな苦痛のために、その心は粉碎されてゐる場合でも齒を喰ひしばつて只傍觀してゐるより外ありません――なほこんな例を一々擧げて行けば際限のないことでせう。

ここに於て私共は女性としての愛の生活を完成するため、言ひ換へれば婦人の本務を遂行するため、今日のこの不都合な社會を(婦人にとつて同時に人類にとつて)改造する必要を痛切に感ぜずにはゐられなくなります。私共がいかに私共の家庭を重んじ、家庭の中を常に母愛をもつて滿してゐても、それを取まく社會の何處にも母愛が働いてゐないのでは、私共の家庭を安全な基礎の上に置き、母子の生活を危險から保護することは到底望まれません。

しかもなほ或論者は言ふかも知れません、「婦人は家庭を通じて社會を改造すべきである、優良な人間を創造し、人間の本質を(生理的並に心理的に)改造することによつて、社會を改造すべきである、社會の根本的改造はこれを外にしてあり得ないのである、然るに何を好んで男子が企てゐやうな、目前の社會の皮相なる改造に走らうとするか」と。これは確に一面の眞理に相違ありません、併し私はかゝる目的のみあつて、それを達する上の手段なく、理想のみあつて、それを實現する上の政策なき婦人論に全然同意する譯には行きません、そして私は次の如く答へやうと思ひます。「家庭を通じて社會を改造せんために、優良な人間を創造し、人間の本質を改造することによつて社會を根本的に改造せんがために、その必要條件と

して私共は論者の所謂目前の社會の皮相なる改造を要求する。」と。

曾ては人間としての立場から、男女の平等無差別を標榜して、男子と同等の諸種の權利が婦人のために要求されました。併し今日の私共は更にそれ以上、女性としての立場から婦人の權利であり、義務である母の生活を完うするための實生活上の必要から諸種の權利を要求します。即ち初期の婦人運動に於ては、婦人參政權は政治上の男女の平等を持ち來すものとしてそれ自身が目的であるかの觀がありました。ところが私共の參政權要求は、獲得した參政權を或る目的に向つて有効に行使せんがためであります。そしてここに謂ふ或る目的とは既に繰返し述べた如く、女性自身の立場からする愛の自由とその完成のための社會改造であつて現在の男性本位の社會を、その社會制度を是認し、その上に立つて今日政治家と呼ばれるところの男子達と共に只國民としての立場から所謂政治問題を論議せんがためでないのは言ふまでもありません。

以上に於て私は女性としての立場からの社會改造を、婦人自身のため、家庭のため、子供のため、種族のための必要としてのみ多く論じました。併しそれは言ふまでもなく社會それ自身のためにも亦必要であります。家庭が婦人の力を必要とする如く、特に母の愛を必要とする如く、社會も亦男子と異る婦人といふ要素を、特に一切の生命を愛護する母の愛のはたらきを健全なる文化の發展のために、必要としますから。

今や世界の男性は大戰といふ莫大な犧牲を拂ふことによつて、彼等自身の手によつて造り上げた文明の欠陷を漸く自覺し始めました。彼等は彼等の築いた文明の根底となつてゐる個人主義に、自我主義に對し漸く或る疑惑を抱くやうになり、意識的に或は無意識的に彼等の社會に今迄あまりに欠けてゐた婦人の力を、母の愛を求めはじめました。かうして全世界は所謂改造の巷と化したのであります。

この時に於て、このよき機會の到來した時に於て、私共婦人は自から立つて女性の世界の理想により、要求によつて社會改革の事業に參加せずにゐられませうか。今こそ婦人は女性としての特性を社會改造の上に十分發揮すべき時なのです。

私は信じます、この世界の禍を幸福に轉ずるものは、宗教家や思想家が考へてゐるやうな無我的な、博愛的な愛ではなく、

寧ろ血あり、肉ある婦人の本能に基く最も利己的にして同時に最も利他的である戀愛及母愛でなければならぬ、と。そして私はこゝに社會改造に對する婦人の二重の使命を感ずるものであります。

併し私共がいかほど心にその使命を深く感じてゐても、各自孤立の狀態にゐては、到底その目的は達しられません。そこには團結が必要です、聯絡が必要です、統一が必要です、組織が必要です、そして我が協會はそのための機關であります、私はこの同じ使命のもとに集つた多くの婦人達がこの組織を通じ、この機關を通じて有効なる働きを女性としての社會改造の上に示すことを、又さうすることによつて女性最終の目的を未來に成就することを、多くの同性と共に願はずにはゐられません。

――大正九年九月下旬――

國際婦人參政權同盟會大會

自分達婦人が參政權を要求するのは、男子に反抗して その手から一切の政權を奪はうとするためではなく、男子を助けて その義務と責任を全うせしめたいからである。と 斯らいふ趣意の下に第八回國際婦人參政權同盟會大會が、去る六月六日から十二日迄 ジェネバのコンミユーンハウス●オブ●プレンパレイに開催せられた。會する者三十一ヶ國で、尙外に八ヶ國から同盟加入の申込があつたさうである。一九〇二年キャット夫人の努力に依つて始めてこの會が設けられた當時は、唯濠洲の婦人のみが參政權を得てゐたのに、十八年後の報告は、既に二十一ヶ國の婦人が政權を得てゐる事、約一百人の婦人が既に國會議員となつてゐる事、又少く共五千人の婦人官吏（都市の）が出來てゐる事を述べてゐる。可決された決議案の 主なるものは、此の大會は世界の婦人に彼女等の力を充分に働かす事を要求する事、國際的教育と智識を用ひて未來の戰爭を防止するために、婦人の力を用 らる事を世界の婦人に要求する事、國際的立法部及び 行政部に於て男子と同じ位置を婦人にも與ふべき事、則ち教育の平等、經濟上の權利の平等、人格に就て 家庭に關して平等な權利、平等なる道德の標準等である。

斯うして男子階級が未だ軍國主義的 な殘夢をたどつて、軍備の事や國防の事などに就いて頭を惱ましてゐる間に、全世界の婦人が その言語や、人種や、信仰の別に頓着なく、家庭の擁護とか婦人、子供の保護などに就て會合して、人類の幸福のために缺く事の出來ない 婦人の考へを加へやうと努力してゐる事は意義ある事である。

全國女教員會の組織に就いて

教育部研究會

第二回全國小學校女教員大會

第二回の全國小學校女教員大會が、十月十九日から開かれる事になつた。主催者及會場は一昨年の第一回と同樣、帝國教育會である。

此大會に於ける此度の協議題は、帝國教育會から提出した

(一)全國女教員會を組織するの可否、若し可とすれば其の組織方法如何。

(二)女子を小學校長及府縣視學に任用すべき例を開かんことを其筋へ建議しては如何。

(三)小學校女教員の產前產後の休養は凡そ何週間を適當とすべきか。

(四)家事科の教授を今一層有効ならしむる方法如何。

の四項も文部省から提出した

處女會の指導上小學校女教員の特に盡力すべき事項並に方法如何

の諸問案とで、外に出席女教員から提出するものがいくらかある。

これ等の問題は今それ〳〵全國の各出席女教員若くは地方女教員會で調査されてゐる筈だが、果してどんな解答が得られるか、外の問題はとにかくとして、一番根本になる(一)の問題がどう取扱はれるか、私共はそれを非常な興味をもつて眺めてゐる。

現在の女教員界を改善するのに、團體の力が必要な事はあまりに自明な事である。今更「全國女教員會を組織するの可否」など問ふ迄もあるまい。尤も組織の方法によつては、かへつて無い方がましな事もないではないが、それはどこまでも組織の問題である。それを以て問題そのものを否定する事は出來ない。

此度の大會には朝鮮、沖繩、北海道等全國から約二百名程集合する事になつてゐる。さうして其の人々は大低其の地方の女教員を代表して來るやうだから、全國女教員會を組織するには最も好い機會であると思ふ。此機會を逸するか否かは一に出席女教員の自覺如何にかゝつてゐる。

私共は熱心な設立賛成者として、私共の間で組織の方法を

考へてみた。無論充分なものではないが、こゝに掲げてみる事にする。

全國女教員會と地方女教員會

たゞ女教員會とあるが、私共はこれを小學校女教員に限る。

現在小學校に奉職してゐる女教員の總數は、約五萬人からある。全國女教員會といふ以上は當然これだけの人達を會員にする譯だが、これをどうしてまとめるか。これは組織を考へるにあたつて第一に來る問題である。

普通ならばこれをいくつかの支部に分け、本部がそれをまとめるやうな事になるであらう。

私共もさうするより外ないと思ふ。こうする事は取扱上便宜でもあるし、又目的を貫徹するにも都合がいゝ。だがその本部支部の關係は、普通の意味とは、はつきり區別しなければならぬ。此場合に於ては、むしろ本部よりも支部が中心で、支部あつての本部と云ふことでなければならぬと思ふ。即支部は、支部ではあるが、又其地方の女教員會として獨立の組織、獨立の事業を持つたものでなければならぬと思ふ。而して本部はどこまでも地方女教員會の自治權を認め、女教員全體、若くは女子教育全體に關する事のみに其の權限を用ふる事にしなければならぬと思ふ。

換言すれば私共は全國女教員會なるものが全國女教員聯合會、若くは全國女教員同盟會の意義を多分に含んだものでありたいと思ふ。

こういふ風に全國女教員會を組織する事は大して困難な事ではなく、今日でも直に出來るやうに思へる。

現在地方女教員會として一つの組織を持つてゐるものは極めて少いが、一時的の會合は全國の殆ど各地で行はれてゐる。これ等は一昨年の第一回全國女教員大會以來の現象で、其縣其郡市の當局者若しくは教育會、女子師範學校が主催者、後援者になつて行はれてゐる。從つてほんとうの自發的のものでもなければ完全したものでもない。然し不完全でも他動的でも大體の下地が出來てゐるのだから、これによい組織を與へれば無數の獨立した女教員會が出來る譯である。

そうしたら此度はそれ等の女教員會を支部として、全國女教員會なるものを組織すればいゝことになる。

全國女教員會の組織は此度の大會で可決すれば出來る。地

方女教員會の組織は、大會に出席した人達が歸つた上、報告のための女教員會を開いて協議可決すれば面倒なく出來る。

地方女教員會は郡市を單位として一つ宛設ける。次にこれをまとめるために一府縣に女教員會を設ける。全國女教員會は直接にこの府縣女教員會をまとめるものとする。

府縣でまとめる事は煩雜なやうであるが、一府縣下の女教員の大部分はその縣の女子師範若くは師範學校女子部の卒業生になつてゐるからまとめるに色々な便宜があると思ふ。教育行政の單位も一府縣になつてゐるから矢張こゝで一つくぎる必要があると思ふ。然しこれは今差當つて設けなければならぬ事もない。先へ郡市女教員會と全國女教員會との連絡がとれてゐれば、市の會が主となつて臨時に縣下の大會等も開く事が出來るから、もう少し兩者の基礎が固まつてからでもいゝ。

そこで私共は頁數の都合上郡市女教員會と全國女教員會とを主に掲げることにする。

立案の態度

立案に這入る前にも一つこれに對しての方針をきめる必要がある私共は私共が屬してゐる協會の立場と、私共の經驗から次の三項を主要點として選んだ。

(一)實際に行ひ易いものである事

(二)組合の意味を加へる事

(三)すべて民主的である事

現在の社會を相手にして事をしやうとすれば、どうしても實際的にならざるを得ない。といつて全く現在から一歩も出ないなら私共の立場といふものがなくなつてしまふ。どこまで妥協し、どこまで自分を守るか。此の境界に就いて私共は屢々考へさせられる。

私共は此場合に於ても女教員會とせず、女教員組合として組織されるべき筈のものと思ふ。その組合と云ふ意味もたゞ勞働條件の改善だけでなしに、新らしい勞働組合が産業の管理權を要求してゐる如く、教育者も亦遂には教育の自治を要求してしかるべきものだと信じてゐる。

而し勞働者の組合さへまだ承認されてゐない樣な現在では、教育者の組合などとても覺束ない話である。教育當局者は殊に組合と云ふものに對して何の理解も持つてゐない。組合と云へばまるでストライキを專門とするものゝ樣に思ひ違へ、組合と云ふ言葉それ自身にさへ非常な脅威を感じてゐる

る。

そんなに恐ろしいものなら組合と云ふ言葉なんかどうでもいゝ。だが修養、親睦だけで澤山だと云ふのには承服する事が出來ぬ。いくら女教員だつてもうそれだけでは滿足が出來なくなつて來てゐる。此間東京市女教員會の發會式の際、市の澁谷教育課長は「修養親睦以外に決して此の團體の名を使用してはいけない」と吳々も斷られたさうだ。何といふ馬鹿〱しい事だらう。私共は勤務上に於て色々な不滿や希望やを持つてゐる。若しそれが會員全體に共通であつたとき、私共はそれを全體の不滿希望として當局に傳へる事さへ出來ないのか。此度の大會だつて「女子を小學校長及府縣視學に任用すべき例を開かんことを其筋に建議しては如何」の問題をだしてゐるんだもの、私共が俸給の點について或は勤務の狀態について、女教員會の決議を建議するのが何が惡い。これがなかつたらいつまで經つたつて女教員の地位の上りつこはない。これは女教員會の一つの目的、事業として、是非加へられなければならない。

あげ序にも一度市の女教員會のことを例にとるが、前の澁谷課長は東京市女教員會の會長になつてゐる。これは一體いたゞいたのかいたゞかせられたのか、どちらか知らぬが、もういゝ加減にこう云ふ事もやまらぬものだらうか。從來はこれが慣例になつてゐるので誰も別に珍らしい事とは考へぬ樣だが、ほんとうから云へば教員の會に監督者が飛び出したり、女の會に男が飛び出したりするのは可笑しい。

これではもう最初から官權と男權の下に屈して居るもので、とてものびるべき見込みがない。こんな會は數年ならずしてなきにしかずの會になること請合である。否もうそう云ふ會であつたらつくらない方がいゝのだ。そこで私共は此際思ひ切つて役員は全然會員から選出し、總てをデモクラチックに行く事にする。それは或は最初はうまく行かないかも知れない。何ぜならば婦人は今迄さういつた訓練を少しも受けてゐないのだから、會をマネージする事は下手に違ひない。だがそれを危ぶんでいつまでもさせなかつたら遂ひに伸びる機會がなくなつてしまふ。可愛い兒には旅をさせよの諺がこゝにもあてはまる。

此度の全國女教員會も愈々組織されるとなると帝國教育會長で、此度の議長である澤柳博士が會長にあげられるかも知れない。或は女子高等師範學校長の湯原氏あたりにお鉢が

まはるかも知れない。澤柳氏、湯原氏共に女子教育界の恩人で立派な人格者である。殊に澤柳博士は女教員大會を最初に企劃された人として適任であり、またさうしなければならないかも知れない。だが私共は前述の主旨から矢張會員の中から出したい。若し此際それが出來なかつたら婦人中から適當の人を推薦する事にしたい。さうして博士にはいつまでも陰になり日向になつて御援助いたゞき度い。博士ばかりでなく當局者及校長、男教員にもさう御願ひしたい。

郡（市）女教員會規約大要

（一）名稱、位置

全國各郡各市に一つ宛設け、其の土地の名稱を附して何々郡（市）女教員會とする。市若くは大きな郡ではそれをまたいくつかに分けても差支ない。事務所は最も便利な所で、獨立して借り入れられゝば結構だが、誰か役員の自宅に置いてもいゝ。さうして其の事務所に新聞雜誌を見る所や、ピンポン位具へられる場所があり、倶樂部の樣にして自由に會員が出入りする事にしたい。

（二）目　的

（一）女教員の地位の向上

これは物質上精神上兩方面からの謂ひで、第一には男教員と同樣に俸給額昇級年限をしてほしい。視學や校長の地位も同樣に與へられたい。しかして社會からも女教員として若くは教育者として獨自の地位を認めさせ度い。

（二）女教員の實力の養成　地位の向上は主に實力から來る。私共は教授の點に於て、或は學識見識の點に於て敢て男教員に劣らないだけのものを持たなければならぬ。女教員が國民教育を全部背負つて立ち得るの準備をする必要がある。

（三）女教員の共濟互助　これによつて女教員相互の友情を溫め、團結の力を強固ならしめる。

（四）婦人の立場からの教育の刷新、國民教育には刷新すべき多くのものがある。殊にこれを婦人と云ふ立場から見た時、一層甚だしい。現在の教授、訓練、體育の總ては男兒中心になつて居る。教科書には軍國主義や、男尊主義の記事が充滿してゐる。それを改正する事は女教員會の一つの主要なる目的でなければならぬ。

（三）事　業

（一）女教員に關する調査をなす事　女教員の人數や俸給額、勤續年數位の統計は當局にあるが、其他の事は全くないと云つてもいゝ。總ての問題は現在の事實から出發しなければならないから、女教員のあらゆる方面の調査をする、さうしたら女教員の實際の力、それに對しての不公平、實際の生活等をはつきり示す事が出來る。これは女教員會のみが出來る仕事である。

（二）實際運動　言葉が少し惡いが、つまり前の調査の結果を發表し、その改正され度き事、新たに設けられ度き事を當局に請願し建議するのである。これは女教員自身に關する事だけでなく、婦人

から見た教育の刷新も調査の上此手續をとる。

(三)研　究　一つは教育上についての研究で、批評授業、教材研究、教育視察等をする。今一つは女教員自身の修養研究で講習會、講演會其他雜誌圖書の回覧等をする。都市であつたら常設の夜學の大學講座等を設くるのもいゝ。

(四)人事相談　轉任、就職等の紹介斡旋をする。又服務上に於て何か異變があつた時それを訴へ出る。其際は事實を調査して校長なり、當局者なりに交渉し、事宜に依つては社會に發表する。又私事上に關する相談にも應ずる。

(五)共濟、互助　會員の吉凶に對してそれ／＼禮をつくす。若し出來るなら積立金制度をつくつて融通をはかり、又老後の生活の保障のない人のためにも何か方法を設ける。都會であつたら獨身者のために共同寄宿所を、子供のある人の爲めに託兒所等を設けるといゝ。これは事務所に併置すれば割合に簡單に行く。

(六)娯　樂　研究や調査ばかりではいやになる。時には茶話會や遠足會や音樂會やカルタ會等をする。テニスや、ピンポンのマッチ等は體育から見てもいゝ。事務所が倶樂部の樣になり、それ等の集會所でありたい。

(四)會員及會費

會員は小學校の女教員に限りたい。女學校の女教員を入れても差支ないが、主客が轉倒するといけないし、境遇が少し違ふから別の方がよい。

(一)正會員　其郡内若しくは其の市内の官公、私立小學校に現在奉職してゐる人々を全部正會員とする。會費は月俸の百分の一位に、したらどんなものか。尤も全體の豫算から足らねば少し位增したつていゝ。

(二)會　友　其の郡市内に住居する人で、かつて小學校に在職した事のある人を隨意入會させる。女教員に就いて興味をもつて居る人、また奉職したい希望を持つてゐる人を排する必要はない。或は前者の中から女教員會のためにいゝ人が得られるかも知れない。取扱方は差支のない限り正會員と同樣にし、會費も正會員の平均額に決めたらいゝ。

(五)役　員

(一)幹事　學校間の連絡をとる爲めに一校に一人宛置く。會友の中からも會員數に應じて置く。それ等は總て互選する。

(二)理　事　會務を處理するために幹事の中から互選する、人數は事業の多少、會員の多寡に比例してきめる。

(三)會　計　理事の中から二名を互選する。

(四)書　記　庶務を處理するために理事が委囑する。尤もこれは小さい會では必要がない。

右の役員は何れも名譽職で、任期は一ケ年とする。尚大きな郡、市等では別に有給の理事、書記を置かなければ成績が擧らないだらう。此の際には會友の中から出る事にすれば都合がいい。

(六)會　合

(一)總　會　毎年秋期に一回開いて、役員の改選、諸般の報告議事等をする。研究や講演も隨時一所にやる。全國女教員會から提出

された問題の協議を此時やつてもいゝし、別に開いてもよい。

(二)例　會　山間の僻地と都會とは大分違ふが、少くも月一回宛は會合を開いて目的を達する樣にする。市部では集會の便宜があるから毎晩だつて毎週だつて開く事が出來る。これは事業の性質によつて隨意にきめればいゝ。

(三)理事會、幹事會　適當の時に開く。

縣府女教員會規約大要

郡市女教員會の聯絡をとり統一をはかるために設ける。組織方法は紙數がないからやめるが、全國女教員會に大體準據すればいゝ、役員は郡市のと同樣でいゝ。

全國女教員會規約大要

(一)名稱、位置

本會は各府縣女教員會間の聯絡をとり統一をはかるために設ける。即各府縣女教員聯合會、全國各郡市女教員總聯合會である。名稱は全國女教員會と呼ぶ。府縣女教員會、郡市女教員會を支部と呼んでもいゝ。事務所は東京市内に置く。當分の間は東京市女教員會に、若くは帝國教育會あたりに附設しても仕方がないが、獨立したものを持ち度い。大會が事務所で出來る樣な會館を持つ樣になり度い。

(二)事　業

(一)女教員に關する調査
(二)實際運動
(三)研究
(四)雜誌、圖書の刊行

これ等を女教員全體の立場から、又國民教育全體の立場から徹底せしめる樣にする。

(三)目　的

郡市女教員會と同樣

(四)經　費

豫算から一人宛の割前を計算し、各府縣女教員から納附させる。

(五)役　員

(一)會長　一名、總會に於て互選する、若しくは總會に於て推薦する、但し此場合は婦人に限る。

(二)理事　若干名　半數は總會に於て互選し半數は會長の指名とする。此内又常任理事を互選して直接の事務を處理する事にする。この中には直接教職に從事してゐない會友を是非加へる必要がある

(三)會計　二名理事中より互選する。

(四)書記　會長から委囑する。

常任理事、書記は有給とすることを得、任期は何れも二ケ年。

(六)會　合

(一)總會　毎年秋期に開會。役員の改選、庶務會計の報告議事を行ふ。尚此際全國女教員研究會を開く。つまり此度の第二回大會の如きものを全國女教員會の手で開く事にする。出席者は會員何名について何名の代議員を各府縣女教員から又は郡市女教員會から送る事にする。

(二)理事會、其他　事業により適宜に開く。(房枝)

女子教育家は婦人參政權を何と見るか

拜啓、初秋の候益々御淸榮の御事と存じ上げます。さて突然乍ら、來る十月一日を以て創刊いたします本協會機關雜誌「女性同盟」誌上にて、女子教育家の方々の左の事項に對する、御意見を發表いたしたいと存じますので、御多用中誠に恐れ入りますが、來る十三日迄に折返し御返事頂ければ幸の至りで御座います。

一、女子の政治的結社へ加入する自由を認めることとの可否、及其理由、

二、女子の政談演說會に會同し、若くはその發起人たる自由を認めることとの可否、及其の理由、

三。婦人の參政權を認めることとの可否、及其理由。

□ 東洋高等女學校學監　和田鼎

一、可。二、可。三も又可。

國民は人を以て組織す。人は男女の何れかなり、而して國民の利害休戚に最も關係深きものは政治なり。國民として女子がこの重大なる政治に加入すること能はざるは、女子を國民と認めざる結果となる、又女子を人と認めざるものといふを得べし。天下何の處にか如斯背理沒人道あらんや、只男女の性に別あり、各其長とするところを發揮し、相互に扶助して初めて、全的の進步發達と、平和と、幸福とを得べきは又疑なきところ、女子に國民として當然の權利を與ふるを以て、直ちに女子の政治に狂奔するものゝ如く斷ずるは淺見の甚しきものといふべし、啻、現今多數女子の識見の、尙甚低級なるを遺憾とす。一面に權利を要求すると同時に、女子自らの智的體的向上を緊要とすと考ふ。

□ 東洋家政女學校長　岸邊福雄

三項共理想としては元より贊成でありますが、扨實行となりますと、昨今では少々尙早の樣に考へられます。右御答まで

□ 佛英和高等女學校長　メール、ア、ジョゼフ

拜啓益々御淸榮奉賀候、陳者來る十月一日御創刊相成る「女性同盟」誌上に、二三事項に對する女子教育家の意見御發表遊ばさるゝ由にて、數ならぬ身にも御問合を給はり恐れ入り申候。然るに何事にも至らぬ身には、まだ發表致す程の意見も之なく候間、何卒此度の處は御ゆるしいたゞき度候。終りに臨み貴會の御隆盛をいのり上候。

□ 東京裁縫女學校長　渡邊滋

一、二、三、ともに尙早

まだ〳〵日本の婦人はそこまで、社會的に敎育されて居りませんから。

□ 成女高等女學校長　宮田修

一、可

理由　女子も人なる以上男子と異ならず、故に政治的興味を有し、且つ之を理解し、その共役に堪へる資格あるに於て加入は自由たるべし。

二、可　理由　前項に同じ。

三、可

理由　女子が男子と等しく政權を得るに至つて始めて、社會萬般の改造はその基礎を確立し、人類の生活は圓滿に幸福に平和に導かるゝと信ずればなり。

□

九段精華高等女學校長　寺田勇吉

〃

拜啓御問合之儀小生には何等の意見無之候

□

女子美術學校
佐藤高等女學校　濱幸次郎

拜復大體に於て女子にも漸を遂ふて男子と異らざる待遇を與ふべきものならんと信ずるが故に、從來の拘束を解き、其の活動の範圍を擴大する意味に於て、各項共可なりと考ふ。但し女子たる本分を盡したる上に餘力ありて初めて、社會的に活動すべきものたるべきは勿論なり。

一、可　拘束壓迫の感を解き、且特殊女子が政治的の結社に加入し活動することは、女子社界のために氣勢を添え、政治趣味を養ふの利あらん。

二、可　同上

三、可　同上

□

三輪田高等女學校教頭　三輪田元道

生物は空氣光線水分等がなくして、一日も發育する能はざる如く、人類は政治を離れて到底生活することは出來ない。故に政治は人類の第一義的なるものなるを以て、女子も男子と同じく、政治的關係を必要視せねばならぬ。從つて、今日は參政權を認むるは勿論、會合及び結社等に向つても開放せらるべきである。即ち政治については男女とも機會均等なるも、おのづから差別的傾向を生ずるに相違ない。併し一般に國民生活は性的差別を排し、能力的差別を合理的のものと信ず。されば人爲的制限は無意味である。

□

常盤松高等女學校長　三角錫子

逆に第三問から御答へ致します。

三、私は婦人參政權を認めます。議論の餘地なく認めます。人としての女、女としての人たる天職を盡します自由と幸福のために。

二、一、第三問を認めます上に於て、今日までそれに對する教養を缺いた私達は、第一問第二問の方法によつて訓練を經、努力をつゞける必要がありますから。

□

府立第一高等女學校長　市川源三

私は三問題に對して可否を論ずべきものでは無くて、可能不可能を論ずべきものと思ふ。而して可能ならしめる爲に、男子をして女子を愛重すべく教育したいと思ふ。又女子をして其の責任を果すに十分な教育を受けさせたいと思ふ。

□

女子學院學監　三谷民子

拜復御提出の三項目の中の、第二の政談演說會に會同の儀は、とくより熱望いたし居る事にて、其れの實現と共に、第三、第一の項目はなほ研究いたし度と存じ候。御答へまで愚考左の通りにて候（ホルセー氏は目下米國に

歸省中にて候）

□

淑德高等女學校長　**大村桂殿**

一、時期尚早。理由、我國女子の敎育程度未だ之を許すまでに進み居らず。又社會に於ける實際上より見るも、女子の知識經驗共に未だ之を許すまでに達し居らざればなり

二、時期尚早。理由、一の理由に依る。

三、時期尚早。理由、前同

附記　時期の問題にして絕對に否とするものにあらず。以上

□

日本女子大學校長　**麻生正藏**

拜復婦人も人間であり國民である以上、男子と同一の理由によりて參政權を授與さるべきと同時に、婦人は其の特徵を通じて、社會國家に對する天職を、完ふせんが爲めの本務遂行の必要上、參政權を要求すべきものであると私は考へて居りますから、政治的結社へ加入し、又は政談演說會に會同し、若しくはその發起人となる自由を與へらるべきは當然であると存じます。

日本女子大學校敎授　**渡邊英一**

一、可。

二、可。

三、可。

右は獨立の問題なのかも知れません。又可否といふ言葉の中には、當否、正邪、利害等の諸觀念を含むやにも解されますが、併しこゝでは便宜上一括して、普遍的、形式的或は抽象的にその理由を申しますなら、政治生活の自由、從つてその實現の公的或は社會的方式を選擇率由する自由は、性的差別に依つて制限される筈のものではないと考へられるからです。

□

青山女學院敎頭　**塚本はま**

再度お手數をかけた事に對して恐縮してゐます。再度私に意見を述べさせてやらうとして下さつた事に感謝します。

お返事しなかつたのは私の智力ではこれを判斷する事が出來ないからです。私の環境はまだ低いからでせう。私は隨分、女でも自律的に學問をしなければならない、卒業證書を目的にしたり、落第を氣にしたりしてはならないと力說してゐますが、結果はからダメです。それで私は、今お問合せの三ケ條に就ても時期の問題だと考へます。女子がもつとわかつてくれば誰れも不贊成はないはづです。私は研究中です、眞面目に研究すべき事だらうとは考へます。併しお答へ申上げるほどの何物をもつかんでゐませぬ。そして輕卒なまづいお答へをして、切角のおはらたきを害ないたくないと考へます。

□

東京女子高等師範學校長　**湯原元一**

貴問は三者共私は肯定致します。而して其理由としては三者に共通して「政治は主として一般國民生活の安定と向上とを目的とするが故に、國民の半分を之より除外するのは不合理だ」と申したい。政治に女性を要すると、恰も家政に之を要するが如き時代になつて始めて、善い意味の政治即ち仁政などいふものが行はれます。併し是れは理論であつて且理想であります。之を實現するには幾多の準備が要ります。汎く言へば女性の政治的訓練で、特に敎育上に就て申さば女學校當りに公民敎育を施すなどは又一方法だろうと存

じます。これは外國では久しい以前からやつて居ります。

□

女子學習院々長　大島義脩

提出せられた問題は三問ともに女子のことに限られて居るやうですが、この問題は男女を區別して考ふべきものではないと思ひます。自由を認めるは結構でしやうが、いつも適當なる取締を必要とします。この日頃のやうな有様では、政黨集會にも政治結社にも、それ等に關する運動にも弊害は多いと認めます。國民的に政治思想の啓發と、健全なる公黨の樹立とを望みます。お尋ねの三項よりも私共は先づ、國民教育の上進、殊に女子教育の振興に骨を折りたいと思つて居ます。

□

共立女子職業學校々長補　鳩山春子

一、我國女子現在の程度にては賛成仕り兼候

二、會同は可なりと存候得共發起人たる必要を認めがたく候。

三、其の前に於て尚女子教育の程度を向上普及せしむる必要あるかと存候。

TEACHERS NEED THE VOTE!

REASONS WHY TEACHERS SHOULD WORK FOR WOMAN SUFFRAGE

(Arranged by the Teachers' Section, New York State Woman Suffrage party)

1. Teachers need the vote in order to have more schools and better schools. No appropriation is so grudgingly given as the school appropriation, because the mothers and most of the teachers have no vote.
2. Teachers need the vote in order to secure adequate salaries.
3. Teachers need the vote in order to secure tenure of office.
4. Teachers need the vote to help safeguard the food, clothing, and nygienic welfare of pupils in their care, all of which things the ballot controls.
5. Teachers need the vote in order to protect the children of their district from the encroachments of Child Labor employers.
6. Teachers need the vote in order to protect the children from the vicious interests that constantly exploit them.
7. Teachers need the vote because they train the citizens of the future and must have practical, first hand knowledge of government in order to teach civics with interest and thoroughness.

JOIN THE TEACHERS, SECTION OF YOUR LOCAL SUFFRAGE LEAGUE!

VOTES FOR WOMEN!

NATIONAL WOMAN SUFFRAGE PUBLISHING COMPANY, INC.
171 Madison Avenue　　New York City

（キャット夫人を會長とせる米國婦人參政權同盟會の女教師參政權要求宣傳ビラ）

治安警察法第五條修正の運動（上）

市川房枝

はしがき

協會は今春の第四十二議會及今夏の第四十三議會（臨時議會）に對して、治安警察法第五條修正の請願書を提出いたしました。

又同時に兩議會に對して、これが「治安警察法中改正法律案」として提出される樣運動いたしました。

これ等の一々の經過は、會員の方々には會信を以て大體御報告いたしましたし、又其の時々の新聞紙によつて一般に知れ亘つて居る事とは思ひますが、誤り傳へられてゐる事も少くないので、今一度詳しくこゝに書く事に致しました。

先第四十二議會の時の經過を述べ、それから第四十三議會の方に移ります。

治安警察法第五條

一體私共が請願したり改正法律案にしやうとしたりする、治安警察法第五條とは什麼ものか、先それから申上げます。

現在我國には社會の治安を維持するために治安警察法と云ふ法律があります。これは明治三十三年に初めて出來たもので、三十三ケ條からなりたつて居ります。私共が問題にしてゐるのは、此の中の第五條として掲げられてゐる事項で、其の條文は次の樣になつて居ります。

第五條　左ニ掲クル者ハ政治上ノ結社ニ加入スルコトヲ得ス

一　現役及召集中ノ豫備後備ノ陸海軍軍人
二　警察官
三　神官神職僧侶其他諸宗教師
四　官公立私立學校ノ教員學生生徒
五　女子
六　未成年者
七　公權剝奪及停止中ノ者

女子及未成年者ハ公衆ヲ會同スル政談集會ニ會同若ハ其ノ發起人タルコトヲ得ス

公權剝奪及停止中ノモノハ公衆ヲ會同スル政事集會ノ發起人タルコトヲ得ス

即此條文の第一項に於て、婦人は政事的結社に加入する事を禁ぜられて居ります。尙第二項に於て政談演說を聞く事も、話す事も、亦その演說會の發起人となる事も禁止されて居ります。

ですから私共が政黨等に這入れないのは勿論の事、選擧の時の演說會や、外交に關した事政府の施政に關した事等凡そ演說會と名のついた會の話は聽く事が出來ません。たま〳〵紛れ込めばすぐつまみ出されて、都合が惡いと甚い目にあひます。此の三月の四日の晩でした。青年會館に「思想家の見たる時局觀」と云ふ演題で、大庭氏、五來氏、大山氏等の話がありました。平塚氏と私とは辯士に面會するために入場して、一寸三十分ばかり會場と名のつく所に這入りまし

た何の事はない直ぐ追ひ出されましたがそれだけではすまず、翌日錦町の警察署に召喚されて取調べられました。更に一ヶ月ばかりたつて東京區裁判所檢事局に呼び出されて取調べを受けましたこれは政談演說會であつたからですが、講演會として開かれても話が時事に一寸でもふれると、すぐ政談演說會だと云つて婦人は退場させられて仕舞ひます。これも三月の事でしたが矢張青年會館で廓淸會の講演が會ありました。其際島田三郎氏の話が普通選擧の問題にふれたとて、二百名からの婦人が途中から退場させられました。數年前には國定教科書の批評講演會さへ、文部省のつくつたものを批評するのだから政談演說會だとて、傍聽の婦人が退場させられたさうです。

五條修正の必要

これでは全く婦人と云ふ者を未成年者同樣に、否それよりも以下にみて居るじやありませんか。全く人間並みではない低能兒扱ひじやありませんか。これでは私共は自分の住んでゐる國の政治も判らなければ、現在の社會の實狀も知る事が出來なくなります。

文學や科學に關する事はよくて何ぜ政治に關する事、時事に關する事は知つて悪いのでせうか。讀んだり書いたりする事は差支なくて何ぜ聞いたり話したりする事が差支へるのでせうか。議會では公然と二個所に傍聽席まであるのに、何ぜ靑年會館では這入つて來た者迄追出さなければならないのでせうか。例へ聾でも啞でも低能兒でも車夫でも勞働者でも男ならよくて、最高の教育を受けても政治を理解しこれを論ずるだけの腦力を持つてゐても、婦人であるが故にいけないと云ふのは、一體怎う云ふ譯なんでせうか。こんな不合理な矛盾した非立憲的な法律が一體どこの國にありませうか。

外國ではもう大低の國が參政權を婦人に與へて居ります。婦人の代議士さへ選出されて居ります。さうして立派な成績をあげて居ります。

それだのに我國ではまだ政談演說をきく事さへ許されて居りません。これは國家としても一つの恥辱じやありませんか。

まあ外國に對して等どうでもいゝですが、こんな法律をそのまゝ存在させて置く事は我日本婦人全體の恥辱でなければなりません。私共は一日も早く五條から二つの條項の削除されんことを望んでやみません。

議會に對する態度

私共は治警五條を修正するために、請願及改正法律案の運動を選びました。而しこれが最上のもの理想的のもの等とは無論考へて居りません。

議會が什麼ものか、議員が大體に於て什麼ものかと云ふ事も判つて居ります。請願といふ文字それだけにだつていゝ氣持は持つてはゐません。而し今の日本婦人としては「帝國臣民たるものは議會

に請願する事を得』と云ふ議院法の一ヶ條しか、唯一ヶ條しか、婦人が直接政治上に關して云ふことは出來ないのです。若し足を地上につけて、多くの婦人と共に少しづゝでも婦人の地位を向上せしめて行かうとするなら、いやつだつて仕方がありません。

改正法律案として議員から提出して貰はふとしても、選擧權を持つてゐない私共は、七重の腰を八重にも折らなければなりません。

自分のためだけだつたら、又これだけ限りの事だつたら、誰が我慢が出來るものですか。

五條修正は婦人參政權への第一步

全くこれだけ限りの事だつたら何にもさう頭を下げるにも及びません。これを修正する事によつて頭を下げなくてもよくなるが爲め、大事の前の小事と我慢してゐるのです。

私共は婦人と云ふ立場から又母といふ立場から、婦人も亦政治に携はる必要が、否權利があると信じて居ります。婦人に關する事柄は婦人でなければ判らないし、婦人自身で考へなければならないと信じて居ります。私共が改正を若しくは新しく制定を欲してゐる法律は、五條ばかりではなく其外に限りなくあります。それ等は一々現在の樣に男子の議員に賴み廻つてゐてはとてもらちがあきません。どうしても婦人が選擧權を進んでは被選擧權を得なければ、目的を達する事が出來ないと思ひます。

而し五條が存在してゐてはこの主張さへ公衆の前で述べる事が出來ないのですから、何よりも先にこれを修正しなければなりません。即五條の修正は婦人參政權にいたる第一步であり準備である積りなのです。ですから私共はこの爲めに多少の犧牲を拂ふ事は何でもありません。頭を下げる事だけなら容易な事です。

遠藤清子氏等の運動

此の問題に就いての對議會運動は、前に遠藤清子氏今井歌子氏等によつてなされた事がありました。それは明治三十九年頃から四十一年頃迄であつたと思ひます。請願としては何等の効果もなかつた樣ですが、四十一年の時には政友會の福井三郎氏の盡力で、建議案として提出する迄の運びに行きました。尤も此の建議案は五條の第二項の修正(政談演說の傍聽)だけに限られてゐましたが、衆議院の方は都合よく可決されました。而し貴族院に送附されてから、同院で柳澤保惠伯?の非常な反對にあひ、遂と否決されてしまひました。その反對理由の主なるものは「婦德を損する、日本の家族制度を破壞する」と云ふのであつた樣でした。

こうして此の運動は多少の成功を收めたのでしたが、惜しい事には此時限りでやめて仕舞はれました。

爾來十餘年間誌上では多少論議する婦人もないではなかつたが、これが修正

の實際運動は遂にどこからも起つて來ませんでした。そして此の間に時代は大變轉したにも拘らず、條文はそのまゝ完全に今日まで殘つてまゐりました。

議會運動を第一にとり五條修正を選んだ理由

私共は今日に於ては、政府と雖も何處迄もこれを固執するだけの理由も勇氣もあるまいと信じて居ります。從つて五條が存置されてゐるのは婦人からこれを要求しないためであると觀て居ります。

若し遠藤氏の運動が引續いてゐたなら、もうとつくに五條等は修正されてゐたに違ひないと思つて居りました。それで一兩年來遠藤氏に向つて、前の運動を再興される樣にお勸めして來ました。而し氏は團體を持たなければ困難だからといふので、着手されませんでした。

さうしてゐる中に私共は協會の創立を計劃し、昨年の暮になつて發表いたしました。時は恰度四十二議會が將に開かれやうといふ前でありました。それで此機會を逸せず、事業の中の一に加へてある議會運動を初める事にし、問題を私共が前から望んでゐた第五條にとる事に致しました。

さうして創立の準備の傍、それが調査をもなし友人の知合の關係から憲政會の富田幸次郎氏に面會して、紹介の承諾を得ました。

こうしてゐる中に年は暮れて大正の九年となりました。

一月六日の會

此時會の方はまだ少數の賛助者を持つてゐたのみで、これを相談する機關もありませんでした。それで已むを得ず現在ある婦人賛助員中の有志の人々に集つていたゞいて內容の審議をする事にし、その會合を一月六日の午後平塚氏の宅で開きました。出席者は

田中芳子氏、高梨禳子氏、生田花世氏、塚本なか氏、近藤氏、山田美都氏、山內みな氏、伊藤朝子氏、平山氏、矢部初子氏、大澤豐子氏、竹中繁子氏、吉田清子氏

等に私共三人。兼て起草してあつた草案によつて審議いたしました。此の草案は法律上の條文としてどんなものかと、一應穗積博士の御檢閲を願つたのでした。

請願の事項には異論のありやうはなく非常な賛成を以て可決いたしました。請願の理由は前から萬屋のやうに何にもかも一杯にならべてあつたのですが、頑迷者流に敎ふる爲めに、更に婦人の淑德を害さない事、良妻賢母として必要な事等を一層強く入れる事になりました。

此日決定した請願事項及理由は左の如くであります。

治安警察法第五條修正の請願書

請願事項

治安警察法第五條第一項中の「五、女子」の三字及第二項中の「女子及」の三字を削除されん事を謹んで請願いたします。

請願の理由

(一) 婦人が政事上の結社に加入する事、及政談集會に會同し若は其の發起人たる事の自由を禁ずるのは社會的正義に悖る不公平なことであります。

(二) 婦人に政事的知識を與へず、又政事的活動の自由を與へないことは、健全な若は眞正な文化の發展を害します。

(三) 婦人が男子と共に改造の大事業に與りその女らしき思想と感情とを家庭に、社會に實現して行かうと思へば、政事にまで關係しなければそれを徹底させることが出來ません。

(四) 婦人に政事的知識を與へるときは、日本婦人の淑德を害し、家庭の平和を亂すであらうと考へられたのは、今や遠い〳〵過去の時代のことになりました。今日の家庭は政治を理解する妻と母とを、夫のよき相談相手として、子供のよき教育者として要求して居ります。かくして政治を理解するといふことは新しき良妻賢母の缺くべからざる一つの資格となつて居ります。故にこれを缺く時は只今の日本婦人はその淑德を全うすることが出來ません。

(五) 今日の婦人は家庭生活と共に、社會生活乃至は職業生活を併せ有たねばならぬ必要に迫られて居ります。その善惡はしばらくおいて、此種の婦人は今後益々增加するに相違ありません。彼等にとつて政事的知識はその實生活上の必要事であり、更に進んで政治上、立法上の權利を有たないことは大なる不利であります。

(六) 婦人參政權問題は世界大戰の結果として既に世界的承認を得、今や我日本に於ても民衆の中から男女を問はざる普通選擧要求の聲さへ起つて居ります。この時に於てかゝる法律をいつまでもそのまゝ存置する事は、あまりに時代の趨勢に反するものであります。

(七) 先頃我政府が國際勞働會議に婦人顧問を送つたことや、又婦人が或種の政談演會に會同したりその發起人となつたりした場合（昨年秋愛勞會の西田陶子女史發起人となり神田青年會館に開催せる演說會や、友愛會婦人部が業平小學校內に開催せる演說會等や、龜戶友愛會支部の演說會等に多數の女工その他の婦人傍聽者のあつたことを指す）現に許可してゐることは、明にこの法文が無意義なものとなりつゝある證據でなければなりません

(八) 新聞雜誌の政事記事や政治論を自由に讀み得、且貴衆兩院の傍聽をも許されてゐる婦人に、他方で政談集會に集ることのみを禁じてゐることや、又倘早論等が理由とするところは今日の日本婦人は、あまりに政事的に無智だといふことであり乍ら、彼等に政事的教養の機會を與へることを拒むが如きは矛盾も亦甚だしいものであります。

請願の調印をとる

そこで早速請願用紙の形式を立案して、請願內容とともに印刷に附し月末〆切として發送しました。發送先は會の賛成者全部と、それから各婦人會、全國の主なる女學校、それから櫻楓會の本部及各支部、矯風會の本部及全國各支部、知人等に送りました。高梨、塚本、生田氏等の御手傳を得ましたが一週間ばかりと云ふものはこれが發送にかゝつてし

まひました。

　こうしてゐる中に平塚氏を初め、夫君、お子樣、女中と全部流感にかゝり女中は逐うそのために倒れる等の騒ぎで月末迄は誰れも會務を見る事が出來ませんでした。而し幸ひにも請願書は月末から二月初めにかけて調印されたものがどんどん送り返されてまゐりました。大部なものでは京都のＰＬ會、尾道の結婚同盟會名古屋の櫻楓會等で、婦人矯風會の各支部からも多數まゐりました。これは矯風會の社會部長である守屋東子女史と衞生部長である藤井こう子女史とが「矯風會としても大變賛成であるから御調印を乞ふ」との添手紙を下すつたからでした。ところがこれに反して櫻楓會の方は本部からも支部からも遂に一名の調印者も得られませんでした。用紙が不足になつたので返送を頼みましたけれども遂に返つてまゐりませんでした。

　而しこんなのがあつても二月初めには各々二千人近くの調印者が得られ、私共はその豫想以上なのに喜びを禁ずる事が出來ませんでした。

請願書提出

　請願はいくつかに分けて提出した方が効力が多いと敎へられましたので、集つた内先一千名だけまとめて二月七日に富田幸次郎氏の御手に渡しました。同氏の手から衆議院へは九日に提出されました。次いで十一日治警の第二回を政友會の根本正氏の紹介で提出し、ずつと遅れて二十四日に第三回の分を國民黨の鈴木梅四郎氏の御手許へ廻しました。此の總數二千五十七名で花柳病の方より約百名ばかり少數でした。

　一方これが貴族院への紹介は、往年遠藤氏の運動の時の歴史から、慶應義塾長鎌田榮吉氏に御願ひし、二月十五日に提出いたしました。

請願の結果

　第一回提出の請願書は二月二十三日の請願第二分科會で審議されました。富田氏代理荒川五郎氏の説明があつてから、二三氏の間に意見の交換があり、結局政府への參考送附となりました。參考の爲め委員會に於ける速記錄を左に掲げます。

速記摘錄要

○主査（南澤宇忠治君）　第十二ハ採擇ニ決シマス「次ハ第十三、治安警察法ノ第五條中改正ノ件ヲ議題ト致シマス、其前ニ一寸御諮リシマスガ、紹介議員ハ富田幸次郎君デアリマスガ、荒川五郎君ガ代ツテ説明シタイト云フ御希望デアリマスカラ、此際特ニ同君ノ説明ヲ許スコトニ、御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○荒川五郎君　我ガ治安警察法ハ、女子ニ政談集會ニ加ハルコト、其發起人ニナルコト、竝ニ政治上ノ結社ニ入ルコトヲ禁シテ居リマス、元ト我日本ノ女子ハ七去三從唯々家庭ノ者デアッテ、社會的ノ人デナカツタノデアリマスケレドモ、世ノ進歩ト共ニ女子ノ地位ハ大ニ發展致シ社會上生活上ノ必要ヨリ、女子モ社會的活動シナケレバ

ナラヌヤウニナリマシテ、學校ノ教員或ハ女事務員、其他ノ方面ニモ社會的ニ出テ居ル今日デアリマスカラ、漸次女子ノ地位モ高マリマシタ、既ニ昨年我政府ハ國際勞働會議ニ婦人顧問ヲモ派遣シタヤウナ次第デアリマシテ、又貴衆兩院ノ傍聽モ女子モ齊シク許サレルヤウニナツテ居リマス、サウ云フ有樣デ法律ハ右申ス制限ヲ存シテ居リマスケレドモ、實際ニ於テ――實際ノ例ヲ擧ゲマスレバ昨年愛勞會ノ演說會ガアツタ時ニモ、女子ガ發起人ニナリマシテ、神田青年會館ニ於テ女子ガ澤山出席シ、又友愛會婦人部ガ業平小學校ニ於テ開カレタ時、竝ニ龜井戸支部ニ於テ會ノアリマシタ時モ多數ノ女子女工杯ガ出テ居ル、斯ク明ニ認メラレタ例モアルノデアリマス、是ハ自然ニ止ムヲ得ズ、法律ガアルニモ拘ラズ、サウ云フ事ニナツタノデアリマセウト思フ、而シテ今日ハ一般ノ活動社會ニ於テモ、政治竝ニ社會ノ事ヲ理解スル妻トシテ母トシテノ婦人ヲ要求シマス、良人ノ相談相手トシテ、子供ノ教育者トシテモ、世ノ中ヲ知リ、社會ヲ知リ、政治ヲ知ル所ノ女子ハ益々必要デアリマス、現代思想ナルモノハ、此政治的知識、社會的事業ニ通ジナケレバナラヌト云フコトハ、申上ゲルマデモ無イ次第デアリマス、斯ウ云フヤウナ譯デアリマスカラ、女子ニモ政治的知識ヲ强制的ニ與ヘル必要ハ無イニシテモ彼等ニシテ活動ヲ希望スル者ハ、其自由ヲ許ストイフコトハ、此時代ニ應ズル必要ナ事ト思ヒマス、警察法ニ是等ノ制限ガアルトイフコトハ、甚シキ時代錯誤ト思フノデアリマス、幸ニ賢明ナル諸君ノ御審議ニ依ツテ、此請願ガ採擇セラレテ女子ノ地位ガ一段ト高メラレルコトヲ、女子ヲ敬愛セラル、請願委員諸君ニ希望シマス

○齋藤紀一君　政府委員ノ意見ヲ……

○川村政府委員　此請願ガ女子ノ結社加入ヲ認メ、且ツ女子ノ政談ヲ聽クコトヲ許サウトイフ請願デアリマス、其初メノ方ノ結社ニ加入スルトイフコトニ就テハ、今日ノ我國ノ婦人ノ實際上ニ顧ミテ、マダ是ハ早イデアラウ、斯ウ考ヘテ居リマス、何トナレバ政治結社トイフヤウナモノハ、繼續的ニ其運動ヲスルノデアツテ今日我國ノ政治上ニ於テ又女子ノ今日ノ狀態ニ於テマダ是等ヲ許スマデノ程度ニ達シテ居ラヌト政府ハ考ヘテ居ル、ソレカラ第二段ノ政談等ヲ聽クトイフコトニ就キマシテハ、是ハ段々時勢ノ變化ニ伴ウテ、相當考慮ヲ要スルモノダト考ヘテ居リマス、今直チニ之ヲ改正スル考モアリマセヌケレドモ、將來ニ對シテハ相當考慮ヲ要スルモノト考ヘテ居リマス

○齋藤紀一君　今日ノ時勢ハ既ニ男女同權所謂歐米ニ鑑ミテ斯ウイフ議論ハ續々出ル然レドモ政府委員ノ說明セラル、通リ、今日ノ日本ノ狀況ニ鑑ミマスト、女ニサウイフ政權ヲ許シテ善良ナルモノナリヤ、是ハ大ニ考慮スヘキ點デアルト吾々モ思料致シマス、何トナレバ既ニ數年前英國ガ社會ニ率先シマシテ女子ニ參政權ヲ許シタノデアル其時ニ臨ンデ其女共等ガ非常ナル熱心的ニ活動シ、又女ノ精神ト致シマシテ、熱心ニ何カヤリマシタノデ、隨分困ツタ實例モアリマス、我日本今日ノ女子ノ教育程度竝ニ生活狀態、日本古來ノ傳來トイフモノハサウイフヤウナ事ニ女子ハ餘リ關係シナイトイフコトガ、今日マデノ例ニナツテ居ルノデアリマス、然ルニ今其知識ノ發達程度竝ニ生活狀態、其他一般家庭上ノ事モ鑑ミ

ズシテ之ニ直チニ政權ヲ許スト言フヤウナ事ハ、吾々ハ大ニ考慮ヲ要スル問題ト思ヒマスカラ、本案ニ付キマシテハ、吾々ハ同情ヲ寄セマシテ、如何ニモ贊成デハアリマスガ、之ヲ採擇スルコトデナク、政府ニ參考トシテ送付スルコトニ贊成致シマス

○主査（南澤宇忠治君）　參考送付ニシヤウト言フ御意見ガ出マシタ、異議アリマセヌカ

（「異議ナシ」ト呼ブ者アリ）

○主査（南澤宇忠治君）　然ラバ十三號ハ世界ノ大勢ニ鑑ミテ、實ニ相當ナル請願トハ認メルノデアリマスカ（笑聲起ル）政府モ大ニ（「千二十二號モ同ジデスカ」ト呼ブ者アリ）サウデス、千二十二號モ同ジ事デアリマス、內容ハ同ジ事デアリマス――政府ハ此點ニ付テハ尙考慮スルト言フノデスカラシテ、兎ニ角參考送付トシテ、益世界ノ大勢ニ順應セラレンコトヲ希望シテ置キマス（笑聲起ル）次ハ前ノ第五ノ地方……

此の請願は私共は無論採擇されるものと思つて居りましたし、紹介議員の方も採擇になると仰有つてゐらしたのに、參考送付で少しがつかりしました。

而し請願書を出しつぱなしにして置いて請願委員を一人も訪問しなかつたから當然の結果であつたかも知れません。私共は請願の無効な事を敎へられたので、提出するとすぐ改正法律案提出の運動の方にばかり奔走して居りました。さうして「參考送付」に決定した頃は、改正法律案の提出者も決定して居つたので、此結果を大して悲しみもしませんでした。（未完）

花柳病男子結婚制限法制定に關する請願運動

らいてう

一、四十二議會への請願

昨年十二月中旬、私共は花柳病男子に對する避婚同盟の組織に先立ち、目前に迫れる四十二議會へ該病男子の結婚制限に關する請願書提出のことを決し、メキシコ、ノルウエー、アメリカの諸洲其他の結婚制限法、歐米諸國の花柳病豫防法、統計書類、專門家の意見等を參考した上で請願書草案を作成した。

一月六日午後該草案審議のため、婦人贊助員中の有志十三名事務所に會合。議論の中心點は男子のみに限つたことに對する反對であつたが、起草者側の説明によつて結局一二字句の修正を見ただけで原案通過となり、次の如く決定した

花柳病男子の結婚制限に關する請願書

請願事項

民法親族篇第三章婚姻の規定中の適當なる個所へ左の意味の條項を追加して頂きたく謹んで請願いたします。

（一）現在花柳病に罹れる男子は結婚することを得ず。

（一）結婚せんと欲する男子は先づ相手たる女子に醫師の健康診斷書を提示し花柳病患者にあらざる旨を證明すべし。

（一）此の證明書は婚姻の屆出に添へて戸籍吏に提出すべし。

(一)結婚後夫が花柳病を隱蔽せる事を發見せる場合は婚姻の取消をなすことを得。

(一)結婚後夫が花柳病に罹れる場合又は病毒を夫より感染したる場合妻は離婚を請求する事を得。

(一)夫より病毒を感染したる場合は妻は離婚後も男子に對し全治迄の生活費と治療費と相當の慰謝料とを請求する事を得。

其の理由

(一)花柳病の蔓延が今日戰慄すべき害毒を個人と社會と種族の上に及ぼしつゝあることは醫師の説明や、諸種の統計的調査を待つ迄もなく、私共が絶えず目擊しつゝある悲慘事でありますが、殊に私共婦人の立場から見て默視するに堪えないのは、花柳病男子の結婚によつてその幸福なるべき家庭と貞淑なる妻と罪なき子供の上に引き起される無數の悲劇と、かくして種族が蒙る莫大の損失とであります。

(二)花柳病は其の性質上男子によつて傳播されるもので、言はゞ男子は花柳病の媒介者なのでありますから、該病の豫防取締は該病男子の取締りでなければなりません。わけても家庭内に病毒を搬入し道德的な家庭婦人を忽ち該病患者とする如きは明に夫たる一人の男子によるものでありますから、家庭から花柳病を驅逐しやうと思ふなら先づ結婚せんとする男子の花柳病を取締らねばなりません。

(三)かうして花柳病の害毒から家庭婦人を保護する事は、彼女の母體を保護し同時に未來の子供を保護することで、之れは又國力の本源である國民の實質的改善を計り、人類共通の義務である種族への奉仕を全うせんとするものであります。

以上

なほ當日の出席者氏名は「治警五條修正運動」中の「一月六日の會」に同じ。

請願書は早速印刷して、協會賛助員、全國の主なる女學校、並に婦人團體有志婦人に配布し署名調印を求めた。なほ賛助員へは請願書に添へ「請願に就いて」と題する長文の趣意書を送つた。

月末から次の月(二月)の初めにかけて請願書は署名調印されて續々返つて來た。殊に婦人矯風會は、該請願の趣意に多大の賛意を表され、本部は勿論各支部とも少なからぬ調印者があつた。總數二千百四十八名、先づ好成績と言はねばならなかつた。

貴族院の方は醫學博士三宅秀氏に、衆議員の方は、議員の方々の御意見に從ひ二組に分ち、一組は憲政會の富田幸次郎氏、他の一組は新政會の山根正次氏に紹介を御依頼した。

最初請願書を起草する時、請願の理由は出來る丈簡潔なものでなければならぬといふやうなことを聞かされてゐたので、言ひたいことも大部分は略しておいたのだつたが、それ程遠慮にも及ぶまいから十分請願の趣旨が徹底するやう、殊に男子のみに限つた理由も述べてはとの御注意もあつたので、提出間際に左の如く「理由」といふところを書き代へることにした。

其理由

一、今日非常な勢を以て文明國を脅しつゝある花柳病の蔓延が如何に戰慄すべき害毒を個人と社會と種族との上に與へつゝあるかは醫者の説明や諸種の調査を俟つ迄もなく私共の絶えず目擊しつゝある悲慘事であります。斯る國民的慘害に對し國家が社會衛生若くは種族衛生の立場から其損失を出來るだけ輕減するやう何等かの手段方法を講ずべきは當然の義務であつて既に歐米に於ては種々な花柳病豫防法を制定し國庫は莫大なる經費を投じて其取締りに努めて居ります。然るに我國に於ては未だ全く放任狀態にあるのは私共の遺憾に堪えないところであります。

一、聽くところに依れば目下保健調査會に於て該病豫防法の起草中ださうで私共はそれが發布の日の一日も早からん事を希望するものでありますが、猶斯る一般的取締りと同時に特に婦人の立場から家庭と妻たる婦人と子供とを花柳病の害毒から保護する目的のもとに該病男子の結婚制限の必要を痛感するものであります何故なら私共が今日最も屢々遭遇するしかも最默視するに堪えない家庭的悲劇は結婚前健康であり純潔であつた所謂良家の子女が花柳病男子との結婚によつて彼女自身と其罪なき子供と幸福なるべき家庭との上に現に蒙りつゝある幾多の慘ましき被害と斯る大慘害を夫たる男子から受けながらそれに對して全く法律的に保護されてゐない今日の妻たる婦人の餘りに不幸なそしてあまりに無力にして救ひなき立場とであります。

一、花柳病を家庭内に輸入する者は必しも男子のみに限らないのは今更言ふ迄もありません而も私共が婦人に對しては特に今日の日本婦人に對しては男子と同樣に斯る取締りをなすことの必要を認めないのは左の如き理由によるものであります

第一　日本全國の病院に於て取扱つた該病患者の統計は大正元年より同四年迄の合計三三六、〇五九名中男、二七三二二三名女九八、八三六名。これが百分比は男七〇、五九、女二九、四一名であります、殊に婦人の該病患者數は夫から感染した既婚婦人が多數でありませうから賣笑婦を除いた未婚男女の該病患者數の差は一層甚だしいであらうと云ふ事は誰も容易に想像し得るところであります。從つて家庭に該病毒を搬入する場合は男子の方が遙に多く、女子の場合は未だ法律を設けてそれを制裁する必要を認めない程少數だからであります。

第二　且つ未婚女子に對して斯る身體檢査を行ふ事は實際に於ては習慣上可成りの困難や、又それに伴ふ危險も豫想されますから男子に於ける如く容易に實行されそうもありませんその上既に述べた如く該病婦人の數は男子のそれより遙に少數なのでありますから、斯る難事を敢へてせねばならぬ程の必要をまだ認めません。

第三　或地方又は或階級に於ける未婚女子にたとへ該病患者の多いことがあるとしても、かゝる局部的現象をもつて全體を論ずることは出來ません。

第四　男子の性的生活は女子のそれに比し遙に放縱に流れ易き傾向ある上に、事實今日の男子の多くは放縱であります。それ故花柳病の媒介者となり、傳播者となる婦人は殆ど賣笑婦に限られてゐるに反し男子はもつと一般的な意味に於て該病の媒介者であり傳播者であります此の事實は夫から感染した婦人花柳病者に比し妻から感染した男子花柳病者の極めて少ないといふ醫師の承認によつても證明されます。

第五　此の法律は家庭に於ける婦人の保護を目的とするのみならず婦人を通じてなし得るところの男子の放縱なる性的生活に對する一種の制裁であつて、そこに道徳的意義をも併せて含むものであります。

一、斯くの如く花柳病男子の結婚を收締ることは家庭を該病毒から保護することでこれは妻たる婦人を保護すると同時に未來の子供を保護し國力の本源である國民の實質的改善を計り男女共同の義務であり使命である種族への奉仕を全うせんとするものであります。　以上

なほ請願事項中、條文はそのまゝでしたけれど、「民法親族篇第三章婚姻中の適當なる箇所へ左の意味の條項を追加して頂き度云々」を「花柳病に罹れる男子に對し左の意味の條項を含む結婚制限法御制定頂き度云々」と改めた。民法はそのまゝにして置いて單獨法として別に規定するやうにした方が、この法律の性質から言つても、又これを通過させる容易さの上から言つても よくはないかと考へたからであつた。

該請願書は、二月二十三日請願第二分

科會に於て審議された。當日紹介議員の富田幸次郎氏が他の會議のため御出席になることが出來なかつたので、荒川五郎氏が代理として説明の勞をとられた。同氏の説明に對し、請願委員の齋藤紀一氏政府委員潮氏等が、意見を述べられ、結局政府への「參考送付」となつた。

左に速記録を轉載する

○主査（南澤宇忠治君） ………………第二十號、花柳病男子ノ結婚制限ニ關スル件、是ハ紹介議員ガ見エマセヌガ、特ニ荒川五郎君ニ御説明ヲ許スコトニ御異議アリマセヌカ、

［「異議ナシ」ト呼ブ者アリ］

○主査（南澤宇忠治君） 許シマス

○荒川五郎君 花柳病男子ノ結婚制限取締ニ關スル請願デゴザイマスガ花柳病ノ蔓延ガ有ユル社會ヲ通ジテ戰慄スベキ害毒ヲ吾々個人社會並ニ種族ノ上ニ與ヘテ居リマスコトハ、實ニ慘鼻ノ極デゴザイマス、吾々ハヨリ善キ人間ヲ造ラナケレバナラヌ、即チヨリ善キ種族ヲ發達サセナケレバナラヌノデゴザイマスルノニ、花柳病ガ是等ノ上ニ大害毒ヲ與ヘテ、人生ノ幸福、大和民族ノ發展ニ大障碍ヲ與ヘルト云フコトハ、實ニ國民トシテ忍ビラレナイ、前途ノ爲メニ憂慮ニ耐エナイ次第デゴザイマス、デアリマスカラ、此花柳病ニ關スル取締法ヲ切ニ希望スルノデゴザイマス、ソレヲ致シマスニハ、一般ノ取締トシテ賣笑婦ノ取締モ必要デゴザイマセウシ、或ハ無料診察所ヲ設ケテ、ソレ等ノ健康診斷モ必要デゴザイマセウガ、本請願ハ花柳病ノ最モ多イ男子ノ方カラ制限ヲ致シタイ。女子ニモ其必要ハアリマセウケレドモ、其最モ放縱ナル生活ヲ致シテ居ル男子ノ方ガ最モ害毒ヲ蔓延致シテ居マスカラ、其男子ノ結婚ニ制限ヲ致シマシテサウシテ、此幸福ナルベキ家庭ガ實ニ悲慘ナル狀況ヲ呈シテ、貞淑ノ妻罪ナキ子供ノ上ニマデ悲慘ナル害毒ヲ被ラシメ斯クテ大和民族ニ莫大ナル損失ヲ與ヘマスカラ、之ヲ遠ザケテ、サウシテ家庭婦人ヲ保護シ、子供ヲ保護シテ、國家ノ根元デアル國民ノ改善ヲ計ルト云フコトガ、最モ刻下ノ急務ト考ヘマスカラ、何カ民法ノ親族編ノ中デモ宜シウゴザイマスシ、或ハ獨立ノ法ヲ設ケテモ宜シウゴザイマスガ、歐米ニハ段々例ノアル結婚制限法ト云フヤウナモノヲ制定セラレタイト申スノガ、此請願ノ要旨デアリマス、其箇條ハ此請願ノ要旨ニ六ケ條ガ文書表ニ掲ゲテゴザイマスカラ之ヲ一々説明スルコトハ略シマスガ、是非御採擇ヲ希望致シマス

○齋藤紀一君 此花柳病男子ノ結婚制限ニ關スル件ハ、政府委員ノ説明ヲ煩ス程ノ問題デモアルマイト思ヒマス、吾々ガ熟々考ヘマスニ、此問題ハ唯今紹介者ノ説明ニ依テモ、健康診斷ヲ致シテ然ル後結婚スルト、斯ウ云フノデアリマス、併シ結婚時期ハ多クハ男子モ二十五歳カラ三十五歳ノ間ニヤルモノデアリマス、餘リ年老ッタ者ハ少ナイ、黴毒ヲ受グル男子ハ多ク妻ヲ持ッテカラガ多イ然ルニ女子ハ大抵二十歳位デ結婚スルガ、サウ云フ者ハ一定ノ立派ナ家庭ニハゴザイマセヌガ、中流以下ニハ殆ド黴毒ヲ持ッテ居ラヌ者ハ無イ位デアリマス、其取締ヲ單ニ男子ニバカリ施行スルコトハ問題ダラウト思フ、然ラバ此結婚ニ關スル中流以上ノ家庭ニ於テハ、中々容易ニ實行ガ出來ナイ、立派ナ女子ヲ檢査スルト云フヤウナ事ハ到底出來ベキ事デナイ、言ヒ易クシテ其實ハ甚ダ行ヒ難イ問題ダラウト思ヒマス唯今説明者ノ言ハレル如ク、此黴毒ニ付キマシテハ、吾々モ非常ニ憂ヒテ居ルコトデ、黴毒ノ恐ルベキコトハ單ニ自分ガ黴毒ニ罹ッタト云フダケデ濟ムカト、言ヘバソレデハ濟マナイ、殆ド孫位マデ遺傳シテ、人身ノ腦ヲ最モ能ク侵ス、其爲メニ殆ド狂氣ニナルヤウナ者モアリ、或ハ腦ヲ侵サレテ馬鹿ニナッタリ、色々ナ症狀ヲ呈スルノデアリマスカラ、諸リ斯ウ云フ方法ヲ設ケテ國民ノ狀態ヲ改善スルコトハ十分ニ希望シマスガ、此提案ノ如ク行フト云フコトハ中々容易デナイ、是ハ宜シク政府當局者ニ攻究シテ貰ッテ、何等カノ方法ヲ設ケルト云フコトニシテ、是ハ政府へ參考送付ト云フコトニ致シタイト思ヒマス

○主査（南澤宇忠治君） 是ハ兎ニ角或方面ノ男子ニ項門ノ一針トモナル請願デアリマ

シテ、殊ニ平塚明子外一千名ノ請願デモアリマスカラ、愼重ニ審議スル意味ニ於テ政府ノ意見ヲ聽キタイト思ヒマス御異議アリマセヌカ

（「異議ナシ〃〃」ト呼ブ者アリ）

○潮政府委員　本請願ハ其趣意ノ在リマス所ハ、結局花柳病豫防ト云フコトノ一端ヲ實行シタイト云フノデアリマシテ、此花柳病ノ豫防ニ付キマシテハ、政府ハ先年來特ニ保健衛生調査會ヲ設ケマシテ、其中ノ一部トシテ著々ト調査ノ歩ヲ進メテ居ルノデアリマス、併ナガラ申上ゲルマデモナク、現在ノ傳染病ノ豫防ノ方法デハ極メテ困難デアリマス、之ニ依ツテ花柳病ノ傳播ヲ豫防スルト云フコトハ、本病ノ性質上或ハ本病ノ原因等ヲ調査シテ居リマスルガ、マダ具體的ニ確信スル案ヲ得ナイノハ甚ダ遺憾ト致ス所デアリマス、ヂ近ク歐羅巴ノ樣子ヲ見マシテモ、此大戰後ノ衛生問題トシテハ、花柳病ノ豫防、結核ノ豫防ト云フコトハ、衛生上ノ二大問題トシテ、佛蘭西ナドデハ研究致シテ居リマス、之ニ付キマシテ來年度ノ豫算ガ通過致シマスレバ、醫師一名ヲ歐羅巴ノ或學會ノ爲メニ出スコトニナツテ居リマスガ、サウ云フ人ニ囑シテ特ニ此花柳病ノ制度ヲ調査致スコトニナツテ居リマス、何レソレ等ノ復命ヲ待チ、或ハ其他ノ方面ノ研究モ進ミマスレバ、少ナクトモ幾分花柳病ノ豫防ノ目的ハ達セラレルト思ヒマスガ、唯々本請願ハ唯今ノ齋藤君カラ御話ノアリマシタヤウニ、本請願ニハ男子ニ行フヤウニアリマスガ、或ハ之ヲ研究スルト、女子ニ對シテハ如何カト思ヒマスシ、尙ホ又此所ニアリマス結婚後花柳病ニ罹ツタ場合ニハドウスルカ、又離婚ト云フヤウナ場合ニナリマスレバ、是ハ我國ノ百千年前カラノ歷史上カラ風俗ニ遺憾ナク調和ガ出來ルカドウカ、尙ホ又唯今荒川サンカラ御話ノアリマシタ亞米利加アタリデハ法律ヲ制定シテ結婚ヲ禁示スルト云フ御話モアリマシタガ、是ハ單ニ花柳病ノミナラズ、精神病者或ハ重罪犯罪者ト云フヤウナ者ニ對シテ、結婚禁止ノ法ヲ設ケテアリマスシ、或ハ滅種法ニ依テ法律ヲ設ケテ居ルモノモアリマス、是ハ結婚上法律上ノ調査モシナケレバナラヌ、又法律ヲ作ルトシマスレバ、色々ノ事ヲ調査シナケンバナラヌト思ヒマス、此請願ニモアリマスガ、サウ云フ事ニモナツテ來マスケレドモ、果シテ正確ナル醫師ノ診斷ヲ以テ結婚ヲ禁ぜラレルモノデアラウカ、斯ウ云フ事ハ實行上ニ於テ餘程研究ヲ要スルノデアリマス、隨ヒマシテ保健衛生調査會ノ調査、或ハ外國ニ派遣ヲ致シマシタル人ノ調査、是等ノ事項ヲ得マシテ、近イ將來ニ更ニ一歩ヲ進ンダ制度ヲ立テタイト考ヘテ居リマス、斯ノ如キ際ニハ、此請願ハ無論十分敬意ヲ表シテ研究シタイト思ヒマス

○（主査南澤宇忠治君）　兎ニ角此請願ハ研究スル必要ガアルト思ヒマスルカラ、政府參考トシテ送付スルコトニ御異議ハアリマセヌカ

（「異議ナシ」ト呼フ者アリ）

○主査（南澤宇忠治君）　參考送付ニ決シマス。

貴族院へ提出した請願書は解散のため審議されずに終つた。

この請願に對する男子側の反感は可成り猛烈だつた。反感に基く思慮なき反對說も多かつた。婦人側にも與謝野晶子氏の如き反對者があつた。併し總ての反對は結局（一）他の傳染病を除いて、花柳病のみに限つたことに就いて、（二）男子のみを制限することに就いて。（三）戀愛結婚の主張と矛盾するといふことに就いての三點に歸着するものであつた。そして與謝野氏の非難は（「太陽」三月號所載）偶々この三點を完全に含むものであつたから、同氏への答辯を中央公論四月號に載せて他の總ての反對者、誤解者への答へにかへた。

なほ山田わか氏は「婦人と新社會」七月號に遠藤清子氏は「法治國」四月號に與謝野氏に對する駁論を書かれた。

最後に特に記して感謝の意を表して置きたいのは、穗積重遠氏が「東洋學藝雜誌」、「變態心理」、「婦人の友」誌上でさ

れた懇切なる批評であつた。これは私共にとつて參考となるものが少くないと思ふので、其內轉載して會員諸氏の御一讀を乞ふ積りである。

四十三議會への請願

四十三議會は特別議會のことであり、議會運動は今度丈は一切見合せて、研究部其他の方にそれ丈の力を注ぐことに態度を極めてあつたので、請願書を全國に配布し調印を求めることもせずにゐた、併し、愈々議會を前にして見ると、私共はたとへ一回丈でも休むことは殘念でもあり、又ぢつとしてゐられないやうな氣持もしだした。で、俄に評議會を開いて提出することに決定はしたが、併しもう時日が切迫してゐるので、廣く調印を求める暇がなかつた。結局協會役員十四名と前議會の際の調印者で〆切後返送されたゝめ、提出されずにゐた分を加へ、合計百四名を得て、六月三十日衆議院に提出した。紹介議員は、憲政會の荒川五郎氏、政友會の根本正氏外數名であつた。

七月十六日、請願委員會第一分科會に於て、該請願は審議された。結果は左の速記錄が示す通り前議會よりも不成績で「不採擇」に終つた。

請願委員會第一分科會速記錄摘要

○根本正君　本請願ハ、東京府下田端ニ居リマス平塚明外百四名ノ請願デアリマス、本請願ノ趣旨ハ花柳病ニ罹レル男子ニ對シテハ(一)結婚ヲ禁止(二)從テ結婚セムトスル男子ハ先ヅ相手タル女子ニ對シテ自己ノ健康診斷書ヲ提示シ花柳病患者ニアラザルコトヲ證明スベキ義務ヲ負ハシメ(三)健康診斷書ハ結婚屆ト共ニ戶籍吏ニ屆出ツベキモノトシ(四)結婚後夫ガ花柳病ヲ隱蔽シタルコトヲ發見シタルトキハ結婚ノ取消ヲ爲スコトヲ得セシメ(五)結婚後夫ガ花柳病ニ罹レル場合又ハ病毒ヲ夫ヨリ感染シタル場合ニハ妻ハ離婚ノ請求ヲ爲スコトヲ得(六)夫ヨリ病毒ヲ感染シタル場合ハ妻ハ離婚後モ男子ニ對シ全治迄ノ生活及治療費ト相當ノ慰藉料トヲ請求スルコトヲ得ルコトノ趣旨ヲ含ム結婚制限法ヲ制定セラレタシト謂フニ在リ、詰リ今日ハ婦人ニ對スル法律ト云フモノガ誠ニ偏頗ニシテ、男子ニ利益アツテ女子ニ利益ナイ、總テ男ノ儘ニナルト云フヤウナコトデ、花柳病ノ如キモ非常ニ多ク、女ヨリ生ズルモノデナクテ、男ヨリ生ズル方ガ甚ダ多イ、サウ云フ事ヲ妨グニハ、是非之ニ關スル制限ト云フモノヲ立テヽ貰ヒタイト云フ請願デアリマスカラ、ドウカ御採擇アランコトヲ願ヒマス

○淺賀長兵衞君　一寸紹介者ニ質問致シマスガ、此花柳病ニ就テ男子ノ方ノ結婚制限ニナツテ居リマスガ、花柳病ハ男子ノミニ多クアツテ、女子ニハ無イト云フ報告デセウカ

○根本正君　ソレハ矢張婦人ニモ無論アルノデス、アルケレド、モ多ク男子ノ方ヨリ染スノガ多イノデスカラ其取締ヲスレバ婦人ノ方ニ無クナル、斯ウ云ワノデアリマス

○松下禎二君　紹介議員ニ御尋致シマス、紹介者ノ言ハルヽ花柳病トハ如何ナルモノカ、其定義ヲ聽キタイ

○根本正君　花柳病ト云フノハ、質問者ハ御經驗ノ無イ方デアリマセウガ、是ハ俗ニ云フ黴毒ト言フノデ陰部ニ生ズル一種ノ病氣デアリマス

○松下禎二君　花柳病トイフモノハ、黴毒ダケヲ意味スルト云フコトデスガ、醫學上ノ花柳病ハ多少趣ヲ異ニシテ居リマス、色々人ニモ依リ、時代ニ依テ花柳病ノ種類ハ違ツテ居リマスガ、現今多ク論ゼラレテ居ルモノハ、黴毒、痳疾、軟性下疳デアリマス、黴毒ハ決シテ花柳界ニ於テノミ染ルモノデハナイ、其他痳疾ノ如キモ日本ニハ非常ニ多イ、主トシテ男子ヨリ染ルト言ハレタガ、實際男子若クハ女子ガ風呂ニ於テ受ケルコトモアリ、或ハ食器ニ依テ移ル場合モアル、此提出者ノ意思ハ尊重シマスガ、是ハ少シ醫學若クハ疾病ニ關スル知識ニ乏

シイ人ノ考ヘ出シタモノカト思ヒマスノデ採擇ニナラナイコトヲ希望シマス

○根本正君　只今ノ質問ノ方ハ、初メハ何モ御存ジノナイヤウナ質問デアッタ所ガドウモ大學ノ博士以上ノ御醫者カト思ハレル程ノ博識デ、兎ニ角此請願ノ必要ナル事ヲ明白ニ説明ニナツタモノト思ヒマス、是等ノ事ハ言葉ノ上デ論ズルヨリ事實染ツテ了ツテハ間ニ合ハヌノデスカラ、サウ云フ事ノナイヤウニシタイトイフ趣旨デアリマスカラ、病ノ説明ハ色々アリマセウガ、滿場御承知ノ事デアラウト思ヒマス、速ニ御採擇アランコトヲ望ミマス

○高田耘平君　私ハ是ハ例ノ治安警察法第五條中改正ヲ出シタ婦人連ノ請願ノヤウニ思ヒマスガ、是デハ全ク女尊男卑ニナッテ仕舞ッテ婦人ハ花柳病デアッテモ結婚ハ差支ナイ、男子ハ制限スルトイフヤウナ勝手過ギタ請願ト思ヒマスカラ、不採擇ニ決定シタイト思ヒマス

○淺賀長兵衛君　是ハ採擇ヲ保留シタラ宜イト思ヒマス、何故ナレバ現在日本ノ國ニ行ハレテ居ル所ノ結婚制度ニ制限ヲ設ケルモノデアリマフカラ、研究ヲ要シマス、歐米ニハ斯ウ言フ制限ノアル所モアリマスガ彼ノ國ハ個人主義デアッテ、而カモ女尊男卑デアルノニ反シテ我國ハ家族主義デアリマスカラ、何レニシテモ斯ノ如ク結婚制度ニ制限スルコトデアリマスカラ、採擇スベカラズトイフコトニ決シタイト思ヒマス

○淸水市太郎君　私ハ採擇ニ加ハル權利ハアリマセヌガ、此請願ヲ採擇スルト、日本デハ離婚ノ數ハ算ヘ切レナイ程出來ルト考ヘマス、日本ノ結婚上ノ大革命ヲ起シマスカラ、採擇ニスベカルズト思ヒマス

○松下禎二君　醫師ノ健康診斷ト書イテアリマスガ、是ハ不可能デアリマス、書イテアル事ハ出來ナイ事ノミ書イテアル、急性ノ花柳病ナラバ醫師ハ診斷モ下セマスガ、慢性ナラバ下シ得ナイ、是ハ無意味デアリマス、故ニ不採擇ニ願ヒマス

○主査（岡順次君）　ソレデハ採決致シマス三十二ノ日程ノ花柳病男子ノ結婚制限ノ件ニ就キマシテハ、採擇スベカラズトイフ意見ニ御同意ノ諸君ハ擧手ヲ願ヒマス

〔採擇スベカラズトスル者擧手〕

○主査（岡順次君）多數、是ハ採擇シナイコトニ決シマシタ

貴族院の方は遂に提出することが出來なかつた。治警五條の法律案提出のための運動があまりに多忙で全く餘力がなかつたゝめではあつたが併し殘念なことであつた。御詫びしなければならないと思ふ。なほ次議會には多少條文の上に修正を加へて提出する考へで、目下社會部と政治法律部とで協議中である。以上頁に限りがありましたので、こゝでは輪廓丈書くことにした。

研究會について

研究部の事は頁數がないので次號に廻す事になりましたが、各部の會合だけ左に掲げる事とします。部員は規約によつて正會員だけがなつて居りますが、傍聽は外の會員の方でも差支ありませんから、なるべく多數御出掛け下さい、但し講義は會員外の方も傍聽出來ます。

■政治法律部　（理事　奥むめお）

一集會日　毎月第一、第三の日曜午後七時より

一會場　神田仲猿樂町明治會館内

一講義　平山法學士の「法律學概論」

■社會部　（理事　平塚明）

一集會日　毎月第一第三の木曜日午後七時より
　　　　　毎月第二第四の日曜日午後一時より

一會場　前に同じ

一講義　未定

■教育部　（理事　市川房枝）

一集會日　毎月第一、第三の水曜日午後七時より

一會場　前に同じ

■衣食住部

在京の正會員が少いのでまだ開いて居りません。

一女工の手記（一）

芝專賣局同盟罷業の前後

港　は　ま

六月二十八日

貧ぼうは、おれ等につきものか知ら。金がない金がないで、働いても働いても貧ぼうなのは何故だらう、勉强の出來るような、樂な仕事を見つけようと思つても女工より外に天職はないんだから、煙草專賣局にでも傭つてもらはうと思つて出て來たが、局は私を傭つてくれゝばいゝが、傭つてくれなかつた時はいやでも女中をしなければならない。併し女中は落第だねと先輩の一人が言つたのを思出した時、全くだ、おれは資本家の爲に七年間犧牲になつたのだ、落第な筈だ、此のとがつた目と、荒れはてた心と、なまけた精神がどうしてあの高い頭の主人に使はれよう筈がない。そうかと言つて此方で如何に傭つてくれと局に願つても體が惡いから使はれないとこう言はれゝば其れまで、政府の工場だもの、民間の工場とは違つて健康診斷もきびしいだらう、傭つてくれるにしたところで、去年のように暑い暑い中で玉になつて流れる汗のために、毎朝更へて出る着物も、少し働くと水をかけたやうにぬれ、其の上にこまかい綿が飛んで來てかゝつて、汗の爲めに顏や體にあせゐぼが吹出て、其れに汗が流れる時の氣持の惡さは全く筆で説明する事が出來ない。併其の時は人間が生きて行く爲には斯うして働く事が當然なのであらうと諦めた事もあつたが、體が惡くなつて來た時、自分の行く末を考へた時、社會の一員としての上から見た時、婦人としての上から考へた時、人道と言ふものゝ上から諦めて居た事の非をさとる事が出來た。體の弱る事を承知で女工生活をしなければならないのは何故だらう、食ふと言ふ事の爲に、本意でなくともこうした生活に入らねばならないのは多數女工の常です、高くつみ上げたれんぐわと煉瓦の建物の間に立つて居た時は、志ざした局の門の中だつた。毎もより小さい聲で、濟みませんが面會させて戴き度いのです、と言ふと守衛が、あゝお前さん此處へ入るのか、えゝ御願致し度いと思ひますと答へると、そうか、ぢやね、あそこにはしご段があるだらう、あそこを上るとそうだから中に入つて開け、私は有難う御座いますと禮を言つて數へられた通り行くと小僧さんが來たから、恐れ入りますがボンサックの△△△さんをよんで下さいませんかと云ふと、小僧さんは待つて居らつしやいと言つて間もなく△△△さんを呼んで來た。見るとそくはつに髮をまいて、せいが高くて顏色の惡い、そしてさびしくやせた、ぼんやりした目で力なげに歩く姿は言はずと女工生活をながくした事をあらわして居る。其れが未だ廿四、五歲の女盛りの人だから實に心細い次第だ。此の人は私が知人を通じて初めて御目にかゝる人だが、おそるおそる二人が近づいて、私は先日△△さんを通じて御願致しました△△△と言ふものです、明日あたりからでも、御願申度いと思ひまして參つたのですが、誠に恐

れ入りますが事務所へ御話して下さいませんでせうか、あゝそうですか、其れでは此方へいらつしやいと先に立つて走つた。山の様に箱のつんであるうす暗い中を通ると、卷煙草を入れる小さいふくろをこしらえて居る仕事場を過ぎて、機械をたく山しいてある場内、其處は丁度空が曇つて、今にも夕立でも來ると言つた様な心持のする中に機械の音だけごう〳〵となつて居る。書記は履歴と本籍と現住所と年とを聞いて後、私の顔を見て機械をどん〳〵廻す様になればいゝがと言つた、小僧さんの案内で健康診斷につれて行かれた、まがりまがつて出たのは醫務室の入口だつた、其處は卷煙草の仕上場で、ポンサックなどゝは違つてきれいであり、仕事も樂だと聞いた、醫務室に入ると看護婦が一人腰をかけて居た。私が入つたので白いゆかたを持つて來て、これと着改へなさいと云つて出した。其れをきても醫者をよびに行かうともしない、しばらく立つてから看護婦は、はかりを持て來て、體の目方を見て、胸の幅と目を見たばかりで、此れで宜しいですから明日から出勤して居らつしやいと言はれた時私は少々氣がぬけたようだつた。いやしくも政府の經營にかゝる專賣局である、民間工場より以上に病院の設備、衛生の設備は前に勸めた工場より以上に完全な物と思ひ、如何に健康に對する總てが嚴重であるかと、醫師などは言はずと、其の方面の專門家をおく事と思つたのが、意外にも傭ふ際にもこうしたそゝうなやり方に全く何者かを失つてしまつた、ポンサックにかへつて來て△△△△さんの臺で、しばらく卷煙草をそろへて見たり、明日からの色々な注意を聞かされたりして一時間餘も居て歸つた。途中も務める事の出來たのは嬉しいが、體の事を考へるとくらい中に引き込まれる様な氣がした。良いも惡いもなく、こうして多くの女工を皆傭ふのかと思ふと、女工の末路を想像する事が出來る。

六月二十九日

時計の音に目を醒ませば未だ夜は明け放れず、表は靜かで人通りもなく、火をたく音さへもやかましい程だつた。時計が四時半と三時半を間違へて居た、まあ起きたら仕様がねい、かまを洗つて米をといで御飯をたく間に、髪を結つて工場で着る着物を出して上草履やエプロンなど、仕たくを揃へて食事を終つた時は六時過だつた。なんとなく今朝から重い物をせおつたような氣がして氣ぜわしく感ずる。電車は割合にすいて居るのですぐのれた、專賣局の前で下車した時は、他の女工は今其れぞれ友の手を取つて話し乍ら場内に入るのであつた。△△△△さんが來て居て御早うと頭を下げた。私もそばに行つて目禮した、此の中に着物をぬいで入れるのですよと言つて箱を持つて來た、きものを着改へて△△△△さんの臺に行くと間もなく運轉がかゝつた。後から三十歳前後の髪の毛は黒いが、女工外の人の黒さと違つてたゞ油でもつて光らせて居るような、皮膚にも油をぬつたのかと思はれる程きたならしい顔色の女がゐた、不衛生の爲に自然にこうした顔色になるのは、永年女工して居る者の多くであります。「あんたはね」と、かたに手をかけたので見上ると目はうつとりとねむそうにして服のぼたんをかけながら、「今日は姐さん此の臺に居るんだよ」「△△さんよく教へてやんなさい、」と言つて去つた。私は一生懸命に出來上る卷煙草をそろへて居た、其の出

來上る巻煙草さへも充分に箱に入れかねた。△△さんなどに入れさせると一度に私の三倍ぐらい持つて手廻よくやつてくれる。だまつてながめて居ると、實に仕事の爲ぶりのかるそうなのには羨しくなる。私も早くあの樣にやつて見度いと考へて居ると△△さんが『姐さんきざみを入れて頂戴』と云ふ。はいと臺の上にのぼつて箱に入れると、煙草のきざみがこなになつてけむりのように飛び上る、口とはなの中にはいると、とめどなくせきが出る、がまんをして入れ終つて下りて見ると、巻煙草が一ぱいになつて下にこぼれて居る。なれない私は氣ばかりせわしくて手が動かなかつた。そして居る間に九時の休み時間になつた、△△さんは煙草をすひに行くと云つてあちらへ行つた、私は休まずに巻煙草になりそこねたのをむいて居た。何時とはなしに髮に掛つたごみ、其のごみは皆煙草のきざみのこなになつたものです。十五分の休憩も過ぎてまた口笛と共に運轉がかゝつた。幾度も幾度も△△さんに手傳つてもらうので氣の毒でならない、出來るだけ働いてもどうしてもおいつく事が出來ない。『姐さん』と、突然△△さんが私をよんだ『あんたはだんなさんがあるんでせう』と私に聞いた、私は笑ひながら『なんにもありませんわ』『其んなにかくさなくともいゝわ』『ほんとうにないんですもの』『其れではどこから通つて居るの』『私はね、室をかりて自炊して居るのです』『あゝそう』と信じられないと言つた樣な顔つきして其方に仕事して居た△△さんと顔を見合せて笑つた。後の臺に仕事をして居た女工がおーとよぶと、此方ではーアいと返事して『ねむたい、なあ』『なにして夜ねないのやあ、あまりおやぢのきげんとりなどしねいでねるもんだ』二人はかたや手をたゝき合つて ふざけて居る。どこの工場も女工生活は變らない、いやしい言葉と、話す事は同じ男女關係の事のみ、考へて見れば社會を知らない彼等には何んの話の種も知らう筈はない、そうした事に氣をまぎらして時間の過ぎるのを待つばかりだ。晝食の合圖も口笛でした。臺をそうじして御飯に行きませう、と△△さんは先に臺をはなれて歩き出した。私はどこが食堂なのか知らんと後をついて行くと、山のように積んだ箱のかげに行つて此處でたべるのよ、と云つた。四十歳近い女工はもう御飯をたべて居た。あちら此方に八、九人づゝ集つて、巻煙草を入れる箱を食臺の代理に使つてどびん二つに湯をくんで、そうして機械のかげで食事するのであつた。機械の力で煙草のきざみが飛びまわつて、何時とはなしに髮の毛や、體、着物、白いエプロンなどは一日仕事したらちや色になつてしまひ、顔やはなどに一ぱいにごみがかゝつてしまうのです。其の手も洗はず、其の顔も洗はず、殊に口にごみの入るのが紡績などの綿埃とは、ひかくにならない程ひどいほこりであります。其れを洗つて食事仕度いと思つても水はなく、のみたいと思つてもないのでたえかねて、私は水はどこにありますかと聞きますと、姐さん水などはね、遠くに行かなきやないよ、正門まで行かなきや水はのめないよと言つて、きたない手できたない顔して皆たべて居る。私はなんとも、口に出す事の出來ない感じがした。もつとも新しく建築したばかりの工場だから、後々には女工の爲にもよくしてくれるだらうが、食堂や、手や足を洗ふ場所だけでも一日も早く建設してくれないと女工の體に障るの

誰が健康を害しやうと皆其れは全人類のそん害なのだ、況して女工が弱いならば其の會社のそんは言ふまでもなく、私等女工同志

から言はしむるならば實際に愼しまねばならない、紡績の綿と此の煙草のごみとどちらが健康に害があるかは、私は醫者でないから研究して見る事が出來ないが、紡績に居た時よりも多く體に害がある樣に感じられた。三十分の食事時間も過ぎて仕事にとりかゝつた、其の夕方、『姐さん』と△△さんがよんだ、あのね、顔を洗ふ湯をくんで來ておくれ、はいと言つて、ばけつを持つて二、三人の女工さんの後をついて行つた、正門のそばまで行つて見ると、どこの仕事場も、此處まで水も湯もくみに來ると見えて大勢の女工さんがばけつを下げて立つて居る。中には小さい金だらいの中で顔を洗つて、其の水で足を洗ふと言ふ實にきたないやり方、何もないのだから仕方がないが、もう私は見るのがいやになつて見ないで居た。湯を入れたばけつが重いので道中幾度か休んで持つて來た、仕事場は終業近いから、姉さんそうじして下さいと言ふから、きかいのまわりをはいて居る間に、口笛と共に運轉が止つた。其れから顔や、體や足を洗ふのだが、二升程も水が入るかと思はれる樣な中で、二人で仲間で洗ふのだから、もう一人が洗へば煙草のこなが浮いて水が黒くなつて居るのに、其れで後の一人が洗ひ、又二人の足を洗ふのだからどんなものだか、誰でもほんとに想像する事が出來るでせう。定時間け朝の七時から午後五時までとしてあるが、毎夕方殘業が一時間あつて六時にしか歸る事が出來ない。夜は勉强に通ふて居たが、此れではその時間もありやしないと、實際貧ぼうなものは働いても働いてもよゆうがないと思つた。（未完）

友愛會婦人部の瓦解

七月十四日富士紡績押上工場の友愛會員二千二百名が、（其の過半數が女工）同盟罷業を始めた。不景氣の折柄にも關らず、組合結團權を侵害されまいとしてその雇主と鬪ふ我國には初めての罷工のことゝて人々はみんな眼を瞠つた。殊に全く監禁せられた女工が男工にも勝る强硬な態度に出でて、大いに氣勢を添えてゐるといふ報導は聞く人の意を强くした。然し持久十三日にして（勿論その間には幾多の曲折があつた）罷工は遂に慘敗した。「……就職の意志あらば廿八日午後六時迄に出頭せよ。然らずんば解雇する」と云ふ會社側の通告を受けて、二十三名の馘首された者を除く全女工は復歸を急いだ。「會社に行くなら除名する」と云ふ友愛會の宣告は、會員にとつて少く共婦人會員にとつては殆んどその威力を持たなかつた。

由來友愛會の婦人部は、その八九分を今度罷工した富士紡績の女工にて充たされて居たものであるから、その女工の復歸は現在の友愛會婦人部の瓦解を意味する。それだから女子は駄目なのではない。我邦の如く男工よりも遙かに女工數の多い工業國では、勞働問題即婦人勞働問題なのだ。婦人勞働者を度外視して何處に勞働運動を徹底させやうとするだらう。婦人部に全く冷淡な友愛會の態度は惜しむべし。（〇）

PL會より

最近婦人運動の傾向を述べて新婦人協會の發展を望む

一

最近日本の婦人運動或は婦人問題は大體二つの中心點を以て、二方面に分れて居る樣に思ひます。一は婦人が人としての要求であり一は母としての要求である。前者を主張するものゝ主眼とするところは、婦人は男子に對して機會均等を與へらるべきものであるといふ立場で、教育の自由、婦人參政權を初めとし、更らに職業に於ける機會均等を要求して居る。後者を主張するものゝ主眼とする所は、母體保護、家庭に於ける婦人の地位(是れは前の主張にも在りますが)といふ樣なので、此場合には近來やかましい家族制度の問題も纏り付いて來ると共に、單に男と女といふ概念的の相對關係に、更らに小供といふ新らしい關係が生じて來るので、母體保護本來の目的は婦人中心主義とか、小供中心主義とか入釜しくなつて參ります。

然しいづれにしても斯る主張及びそれに伴ふ運動が、單なる問題單なる議論の時代を過ぎて、具體化したる運動として現はれた事は、玆に批判の餘地なく慶すべき事としか思はれません。何となれば是等の運動は過去の日本に於て婦人が餘りに虐げられ過ぎ、最早そうした盲從主義乃至男子中心主義に滿足して居られなくなつたといふ婦人の內的覺醒に基づいて起つた事であり、正しく一の文化的發展を意味するからである。而かも是れは單なる婦人の婦人運動でなく、男女相對の上に立つて、廣く申せば社會政策の上から極めて重大な問題である。從つて私共は、已に起つた此運動を如何してより良く、より高く、より價値ある文化運動として創造し發展せしめるかと云ふ事に、眞面目に腐心しなければ止まれない理であります。

二

以上の意味から此春新たに新婦人協會が成立した事は欣喜に堪えない次第であります。殊に同協會の綱領四ヶ條は極めて穩當な主張であつて、誰しも否定し得ない事であるかと存じます。然し同時にそれは極めて廣汎に涉る問題を含んで居るので、前途の發展も亦容易ならぬ努力を要する事と思ひます。由來婦人問題或は其運動が、一部に於て少なからぬ誤解と排斥の歷史を以て居る事は爭はれない事實であつて、一時にのぼせあげた結果過激の主張に陷つた事、否それよりも確固たる信念なくして動いた爲めに釀した結果かとも思ひます。

然し今にして考へれば如何なる文化運動でも、初めから渾然玉の如く定まつて動かない信條の下に進んで行く事は望まれない事であつて、求めずして居られない內的覺醒のまに〳〵創造し發展して、やがて到達すべき道を確定するわけであるから、或は吾々の前にかゝる歷史を繰り返した事も、又一つの意味ある經驗であつたかしれま

せん。

三

婦人の能力を自由に發達せしめるために男女の機會均等を與へるといふ主張は、最早や婦人だけでなく、男子も業に其必要に迫られて居る問題で、此主張が早晩一切の社會組織に適用せられうる事は近い將來である事と信じます。然し斯る主張の貫徹に對しての疑問は、男女の差別觀が如何なる根底のもとに立つかと云ふ事で、男子が便利主義の上からでなく、眞に男女同等觀の上に立つて差別を認める事から始まらなければならないと思ひます。然し今日まで我が國に培はれた男女觀の大部分は同等觀と見ることが出來ません。恰も日清役以後支那人に對して同等觀を失つた國民の其觀念が、今尚日支親善に對し唯一の障害となり、引いて邦家の發展を妨害する如く、業に作りあげられた男女不等觀を同等觀まで持ちあげる事が、婦人運動主張貫徹の途上第一の障害である。吾々は先づ根據あり理路整然たる宣傳をなすと同時に、一面には婦人の智識を擴め、德性を養つて人間的覺醒を促すと共に、男子に對しては倫理的の教養を要求しなければならないと思ひます。但し男子自らの內に同等觀の樹立を求める事は餘りに迂遠であるかも知れません、吾々は先づ第一に、婦人の智力を高上せしめなければならない。何となれば智的覺醒に基づいて起つた內的要求は、如何なる力を以ても防ぎ得ないものであると信ずるからであります。

四

家庭の社會的意義を闡明すること、是れは所謂吾々の懸案かと思ひます。私共は此事に對して少し迷はなければならないと共に、も少し眞面目な意味から苦勞を積まなければならないと思ひます。是は等しく男女いづれの立場からも闡明しなければならない問題であり進んでは只現在の社會問題としてでなく、人類の運命といふ大きな問題となるかと思ひます。如何となれば、自己保存と種族保存の本能は時として一致し、時として予盾しうる場合が生ずるからであります。前にも申しました樣に、婦人が人としての要求は自個保存であり、母としての要求は大部分種族保護といふ事に懸つて居ます。そして斯る關係に於ての矛盾は、一體何を目標に解決し妥協し得るのでせうか。こゝで初めて家庭といふものゝ社會的意義が、多くの未來ある疑問の雲に包まれて極めて朦朧と頭の中に浮んで來る。勿論現下の狀態を見渡したところでは、母、子供の權利を擁護し云々との要求は當然出て來なければならない狀態でありますが、三元の方程式は二元のそれよりも容易でないやうに、單なる男と女といふ相對的の關係から更らに、男、女、子供といふ三元の關係になると、一層複雜して利害の衝突が起つて來る、子供中心主義の立場からの母體保護は、二次的意義から來る便利主義に基く。腹は借りものとまで行かずとも乳牛に多量の飲食物を與へらるゝと一般で、男の便利主義の下に與へられる男女の機會均等が、吾々の滿足を何時まで保ち得ませう。何れにしても全體が有利の立場とは言へない。

更らに一歩を進めて考へれば、價値同等觀といふものは、一見理性の上に築かるべきものゝやうで、實は便利主義から來てをるとも思はれる。若し是れが眞であるとすれば、子供中心主義から來る二次

的婦人中心主義も有難くない事は無い。けれども此有難さは婦人が人としての要求を滿足せしめ得るか何うか。目の前に歐洲諸國の家庭制度が今將に破壞しかけ、已に破壞せられ居る一部の有様を見、殊にフランスなどに於て避姙其他の行爲が明様に行はれて居るところを見れば思半ばに過ぎる。造物主の敎に從ひ、一切生物界の現象のまゝ幾何級數で人類は增加して行く、斯くして人類は生み且つ榮へる爲めに多くの容易ならぬ條件を持つ。

經濟の問題が其の一つである。兒童の國家保護といふような問題はたらから出て來なければならない事であつた。

五

斯く考へて來ますと吾々がこうした當面の問題に解決或は妥協、畢竟は男も女も子供も各自滿足し得る爲めに、必要にして充分なる條件を見出す事は、やがて社會人類の重大問題である。吾々は拮据して此軌跡を求める爲めに不斷の努力を惜まないのである、私として婦人運動の究竟するところ、單なる參政權運動でもなければ、又過激なる自我慾望の滿足を追及する爲めに男女の機會均等を主張するものでもなく、曖昧なる言葉でありますが、所謂人類生活の上に、より高き理想を絕えず創造して行く、それは前にも申した通り各自を滿足せしむべき軌跡をば、吾々の智力、德性、又は感情の生活の上に、最も調和してゐる點を見出す事に努力しなければならぬと思ひます

六

多少脫線致しましたが、新婦人協會の綱領はいづれも至當なもの、斯くあらねばならぬものと思ひます。その主張貫徹には微力ながら私共も御盡力致したいと思ひます。今後とも研究して其等の社會的意義の闡明に志し、併せて婦人の能力を自由に發展せしむる爲め機會均等を主張し、又男女の差別觀の上に立つ男女の協力が價値同等觀の上に立たねばならぬ事は私共衷心の要求であります。女性同盟の創刊に際し、いさゝか近來の感想を述べて祝辭に代へました。

(PL會幹事記)

夕空

涯とほき入日の空をたまたまに來りてこゝの二階にながむ
入日ぞら雲かゞやけば街の燈ひとかたまりの紅ゐに見ゆ
時のまにかはる夕空散らばひし黃金の雲はいつしか消えたり
雨晴るゝ入日の光遠くさして雫垂る木々の片かげは明るし
いつかまたかくあるものと思へどもけふの入日のこの美しさを

(三ケ島葭子)

創立より女性同盟發刊まで（上）

創立時代―發會式―音樂會―第一回評議員會―選擧應援―お斷りとお詫

□創立時代

平塚氏が此度のやうな婦人運動を起さうと決心されたのは、何でも昨年の夏の頃だつたさうですが、私が初めて聞いたのは九月に這入つてからの事でした。

事業の内容は今と大した變りはない樣でしたが、會の假名を日本婦人協會と呼んでゐられました、矢張雜誌も會の機關として出すと云ふ計劃で「あなたに雜誌の方を引受けてほしいと思つてゐます」と云つてゐられました。此の計劃を聞いた時私は非常に嬉しく思ひました。それは私がもう二三年來待ちに待つてゐたもので、自信さへ出來たら自分でやつてみたい位に思つてゐたものであつたからです。それを今平塚氏が計劃され、私にも手傳ふ樣にとの事なのです。雜誌だけでは物足らないけれど、私の心は少からず動きました

而し氏の此時の話はまださうすぐと云ふ程には進んでゐなかつた樣でしたし、其の時丁度友愛會との交渉が大分進んでゐたので、事業が愈々具體的になつたら其時は其時として、友愛會に入る事に決めてしまひました

所が友愛會の方は内部の組織なり幹部の思想なりが到底自分の働きを受入れて吳れさうになかつたので、田中孝子氏の隨員の件を機として十月の初めに退いてしまひました。さうして獨りで小さい婦人勞働新聞と云つたものを發行しやうかと計劃して居りました。

すると中旬になつて又平塚氏の方から、「機關雜誌を一月から出したいと思ふからしてくれないか」と云ふ相談を受けました。

そこで私は意を決して第一には事業のために、第二には平塚氏のために自分の出來るだけを盡さうと覺悟しました。

此當時氏と私とはまだ一年にも滿たない程の交際でありました。尤も其夏十日間ばかり一緒に名古屋方面へ旅行した事等で、此の頃は可成り接近しては居りましたが、氏に就いてはあまり多く知りませんでした。而し氏の述作を通して、又短い間の私の觀察から、氏が頗る聰明な人である事、自分の仕事に對しては何物も捨てゝ顧みない此だけの熱を持つて居る人である事は、充分認めて居りました。さうして此二つは私が氏を主盟者として事を共にするのには充分であると信じたのでした。

かう云ふ次第で私共は共に事業に携はる事を約し、直に雜誌の準備にかゝりました。印刷屋の交渉や内容の協議を終つて數氏に原稿も御願ひし、新聞に發表するための手紙迄書きました。所が此時かうして雜誌を第一に出すとかへつて雜誌が事業の一番中心に見られてしまふ事になりはせぬか。又雜誌の編輯や經營に精力ばかりでなく金までも費消する結果にはなりはしないかと云ふ心配が起つてました。むしろ全體の計劃を發表してその方が少し片附いてからの方がよくはないかと云ふ事に氣付きました。それで折角準備したのを斷然中止し、全體の計劃を具體化する事につとめました。

からしてゐる中に、大阪朝日新聞社から十

一月の中旬關西婦人大會を擧行するから、平塚氏に出席して呉れないかと云ふ交渉がまゐりました。講演は出來ないからとたつて御斷りしたのですが、代讀でいゝからとの事に遂ひ承諾したのでした。行く位ならいつそ此の機會に發表しませうかと云ふので、それから大至急創立趣旨書等を起草し、大至急で印刷に附しました。これが最初方々へ御送りしたものなのです。團體の名、機關雜誌の名をどうするかに就いては外國のものなども調べて見ましたが、どうもいゝのがありません會の名はどこまでも多數の人々の協力と云ふ意味を含ませたいと云ふので、婦人相互協會、婦人互助會、……等の名が並べられましたが、どれも思はしくなく、遂に印刷屋での校正の瞬間に「新」と云ふ字に置き換えられ「新婦人協會」となつたのでした。

東京で發表してから關西で發表しやうか等と云つて居りましたが、出發の朝印刷物が出來上つた樣な仕末だつたので、關西が先になつてしまひました。

大阪では公會堂の大會で發表し、更に集つた各婦人會の代表者に趣旨書を御渡しして賛成を求めました。大會が終つた後京都のPL會にも大阪の十日會にも出席して創立の趣旨を話されました、尙大阪市の方面委員會にも出席し、神戸の貧民窟にも行かれました資金の點について知名の士にも紹介されて面會したりされましたが、寄附は明春早々發會式後再度下阪の時に御願ひする事として、何誰にも御願ひ致しませんでした。

此時私は一寸郷里に用事が出來て歸る事になつたので平塚氏と名古屋に出合ひ、一所に名古屋の各婦人會の幹部に面會しました。氏は尙歸京の途次東海道沿線の各都市にも立寄られる豫定でありしたが、それは私が歸京の途次引受けました。

こうして二人が東京に歸つたのは十二月の初旬の事でした。

これよりさき山田嘉吉氏に私共が以前から御數へを受けてゐた關係上此度の事業についても、初めから、折々御助言をいたゞいて居りましたし、又夫人わか子さんは私共の親しい友人でもありますので、機關雜誌を出すやうになつたらその主筆をお願ひするやうに、略ぼ御承諾も得て居ました。

ところが歸京後間もなく或る特志の書店からわか子氏を主筆にして雜誌を出すことの交渉が同氏の處へ來たので、そのまゝそれをこちらの機關雜誌にしてはと書店と交渉して見ましたが、頁數の都合等で不調に終りわか子氏も亦瀕死の病人を抱へてゐられることなどで内部の人となることを辭され、外部から御援助下さることゝなり、前の雜誌をお一人で主宰されることになりました。

で、私共は愈々二人で、馬力をかけ發表の準備をし、二十日の新聞に發表しました。同時に各友人の所へ趣旨書と手紙を送つて賛成の返事をとる事にしました。又新思想に多少とも理解がある樣な各方面の士を選んで趣意書に手紙を添へて發送し、あとから訪問して賛成を得る事にしました。

こうして發表すると同時に、一方協會の第一の事業として今議會に請願運動をする事に決定し、其方の準備をも初めました。

賛成者を得るために私が最初に訪問したのは内ケ崎作三郎氏の所でした。氏は私が多少知つてゐた加減かも知れませんが、初めから殆ど茶化してしまつて、平塚氏の人身攻撃を洗ひざらひし、其上私によす樣にとの注意でした。無論賛成者としての承諾は得られませんでした。こう云つた批評が出る事は兼てから覺悟して居たので、別に驚きもしませんでしたが、それを語られる氏の態度の不眞面目は私に不愉快な氣持を與へました。

第二番目は女醫の吉岡彌生氏の所でした。氏は先に送つて置いた手紙も見ないといひ、私が出した趣意書を冷笑を以て一瞥し「こんなに並べたてゝ一體金はあるのですか、あなた方ではとても金の出し手等あるもんですか、これは空想ですよ、こんな空想なんかよしたらどうです……」と可成人をくつた惡たいを並べられました。そして私が花柳病についての同氏の研究をきいても、ろくに返事もせられませんでした。私は氏が同性の一人であるだけに氏の態度に少なからず憤らされました。

最初に出會つたこの二つは多少私の元氣

を挫きましたが、次いで訪問した澤柳政太郎氏の懇切な注意、安部磯雄氏の快い承諾、内田魯庵氏の激勵の言葉等は、再び私を奮ひ起さしめました。就中内田魯庵氏の吉岡彌生大罵倒論には少からず胸がすきました。

こうして年末にせまつた數日前迄訪問にくらし、あとは新年へかけて請願の起草に費しました。

創立以來此間全く私共二人で自分に小使もすれば謄寫板もすり封筒もかく（現在でもさうですが）といふ仕末で隨分無理をしました。これで請願運動が初まつたらとてもたまらないから、誰れか其方面に興味を持つて居る人はないかと探して見ましたが仲々見當りません。やつとで勞働問題に興味を持つてゐられた和田むめお氏―當時はもう奥榮一氏と結婚してゐられました――を思ひ出したので、氏を訪づねて話して見ました。氏は最初「私がお手傳ひする事はかへつて御迷惑をかける事になりはしないでせうか」等といつてゐられましたが、出來るだけはしてみやうと云ふので、一月の六日の請願の協議會の時から時々出て手傳つて下さる事になりました。

□第四十二議會

これは治警の運動の方で述べますから、ここでは略します。

□發會式

新春早々發會式を舉行したいと思つて居りましたが、議會運動に手數がかゝつたので遂に延び延びになつてしまひました。然し此方も三月十日の代議士招待會を以て、一先かたがついたので、それからすぐ準備にかゝりました。

創立當時趣意書を御送りして置いて、まだ伺はなかつた所への訪問、綱領や宣言、規約の起草、發會式場の選擇等仲々大變でした、そこへ持つて來て發會式後直に音樂會をしやうと云ふ樣な事になつたので、その交渉が加はり、幾晩も徹夜しなければならない程でした。

然し二十三日には招待狀に、男女合せて二百名の贊助者名簿を添へて、各贊助者に發送する事が出來ました。さうして愈々三月二十八日の午後二時から上野精養軒の大廣間で發會式を舉行いたしました。定刻迄の參會者男女合せて約七十名鎌田榮吉氏の突然の出席等もあつて先相當の數を得る事が出來ました。

一同席に着くや次のプログラムによつて式は初められました。

發會式順序

一、開會の辭
二、座長の推薦
三、創立以來の經過報告
四、宣言綱領の決議
五、會則の協議
六、役員の選舉
七、役員の挨拶
八、列席者祝辭
九、地方婦人代表者の挨拶
十、茶菓
十一、列席者五分間演說

開會の辭は坂本眞琴氏、座長には私が推薦されました。奥むめお氏の創立以來の經過報告に次いで、宣言綱領を異議なく可決し、會則の協議に移りました。會則は豫め印刷した草案に依り、座長と說明者とをごつちやにして逐條審議をして行きました。

第一條は位置、名稱で別に質問も意見もなく、第二條の目的の所で「利益の增進權利の獲得」は不穩當ではないかと云ふ意見が農商務省の古瀬技師から出ました。第三條の事業

の點では「勞働婦人の夜學校」が夜に限るや否やと二三氏及西川女史の質問が出、男女共學問題について再び古瀨氏から質問が出ました。

第十六條の「男子贊助會員中より相談役を推薦する」の條項にいたつて、大庭氏から「相談役の名は面白くないから削つて、評議員の中に男子も加へては如何」との説が出、これに西川松子氏の贊成がありました。一方又婦人の會は役員も婦人ばかりになすべしとの反對説が出、場所なれぬ座長さん其の收集に少からず當惑しました。すると折よく石田氏から五名の委員附托説が出、これに贊成があつたので左の五氏を委員にあげて附托しました。

石田友治氏、大庭柯公氏、西川松子、田中芳子氏、吉田清子氏

委員は直に別室に會して委員會を開き、問題の相談役を削り、夜學校の夜を削つて他は原案を維持することに決定、これを全會場に報告して會則の協議を終りました。

次は新規約によつて評議員の選擧でしたが、座長指名で左の十氏に決定、

加藤さき子、平山信子、山田わか、坂本眞琴、吉田清子、田中孝子、田中芳子、矢部初子、塚本なか子、山田美都子

理事はこれを規約によつて最初は發起人である

平塚明、市川房枝、奥むめお

の三人がなり、役員を代表して平塚氏一場の挨拶をされました。

列席者の祝辭として、高野重三氏は平塚氏個人に對する一部の非難を排して、協會の前途を祝福されました。

鎌田榮吉氏は綱領の間然する所なきを賞して、これを行ふに一歩〳〵進むの得策なる事を誡められました。

大庭柯公氏、大山郁夫氏は新舊運動を比較して其の所信に猛進せよと教へられ、山田わか氏亦婦人としての立場から新運動に對する希望を述べられました。

尙此日列席者として又祝辭演説者として、特に會衆を動かしたのは渡邊シーリー夫人の流暢な日本語演説でありました。夫人は本會が持つてゐる外國人の會員三人中の一人で、牧師渡邊忠雄氏の夫人でゐられますが、生國はフインランドでゐられます。夫人は故國フインランドの婦人問題について「フインランドは婦人問題は理想的に解決されてゐます、教育的政治的にも男子と平等に進む事が出來ます。學生は男女共學で又婦人の高等官、教授、病院長もありますし、國會議員の選擧並に被選擧權も男子と同樣持つて居ります。勿論普通選擧で二百人の代議士中十六人は女代議士です。近頃は婦人の裁判官も出來たさうですから、婦人のなれないのは目下の所軍人と消防夫だけです……」と語り最後に「私は一日も早く今ト發會された新婦人協會の活動によりまして、日本の婦人が私共フインランド人同樣若しくはそれ以上の地位に進まれん事を衷心から神に祈ります」と御仰つて下さいました。

地方代表者としては京都のＰＬ會から植田氏、岐阜から柴田かよ子氏が上京、一場の挨拶がある筈でしたが急用のため不參となり遺憾でした。然し同氏初め地方會員よりの祝電祝文二十餘通に及びましたので、これを一々披露しました。茶菓に次いで二三の人の五分間演説があり五時半散會いたしました。因に當日の出席者は左の如くでありました。

伊藤朝子氏、石田友治氏、岩淵百合子氏、西川松子氏、丹尾磯之助氏、服部清子氏、太田菊子氏、平山六之助氏、百瀨しづ子氏、

宮川靜枝氏、鈴木正平氏、望月照子氏、近藤綾子氏、山本孝子氏、石原修氏、鈴木孔三氏、山口正憲氏、青木崑平氏、江口清子氏、岡本かの子氏、大山郁夫氏、大庭柯公氏、渡邊シーリ氏、川口邦子氏、加藤時次郎氏鎌田榮吉氏、加藤みどり氏、吉田清子氏、田中芳子氏、塚本なか氏、山田美都氏、山田わか氏、山崎今朝彌氏、山内みな氏、布施光子氏、福永しづ子氏、福島四郎氏、福田みね氏、山田忠正氏、古瀬安俊氏、兒玉眞子氏、高野重三氏、遠藤清子氏、秋田雨雀氏、下中彌三郎氏、荒木郁子氏、坂本眞琴氏、岸田しづ子氏、堺利彦氏、島中雄作氏、樋口銹子氏其他、

□音樂會

音樂會は協會の資金の一部を助けるために計劃したのでありました。切符は發會式の席上で御願ひいたしましたが、更に當日御出席にならなかつた各贊助者及知人に郵便で御送りして願ひました。直接御訪づねして御願ひもしやうかと思つてゐましたが、返送されるものの整理や雜務で殆ど其のひまもなく、隨分な無理もいたしました。徹夜をした翌日神田から銀座、芝とビラを頒んで廻つた事がありましたが、此時は睡眠不足と氣疲れと足疲れで倒れさうでした。

こうして時もなく人手もなかつたので、その結果を又案じましたが、十日の當日は滿員の盛況で、さしもの青年會館も人を以て埋まるといふ有樣でした。これを見た私共の喜びはどんなであつたか分りません。

會は豫定の如く二時に開會、プログラム通り進んで大喝采を以て四時半に終りました。

横山彰子氏、伊藤その子氏、相澤ます子氏、上野久子氏、ペッオード氏、齋藤英子氏、立松房子氏、柳兼子氏、永井郁子氏、鈴木信子氏、

それから直に左の演奏者諸氏とマネヂャーとを上野精養軒に招じ、花輪を差上げるかはりとして簡單な晩餐を供しました。

此時の會計報告は先に郵便で御盡力を願つた方々に御報告しましたから、こゝには収支の總額と純益だけ掲げます。

		圓
一、	収入總額	一、七二〇、二〇
二、	支出總額	一、〇三五、八六
三、	差引純益	六八四、三四

第一回評議員會

四月二十八日午後七時から事務所で、第一回の評議員會開會、田中、矢部、塚本、坂本山田、諸氏出席の上左の事項を協議いたしました。

(一)音樂會會計報告。

(二)選擧の應援をすること。

(三)協會の最初に着手すべき事業。

一、研究部を組織し、各部會を開いて各種問題の研究を初めること。

一、各種問題についての講演會を開くこと。

一、實際運動をすること。

一、各地方の有力なる婦人團體と一層聯絡を計ること。

一、機關雜誌「女性同盟」を發刊すること（遲くも九月迄に）

(四)會員の募集をすること、特に經常費の出處として維持會員を少くも百名つくること。

(五)差あたり雜誌發刊費及電話架設費として約七千圓調達すること。

(六)宣傳のため及資金募集のための地方出張は、雜誌發刊後にすること。

尙此外に小會館建築の案が出ましたが、建てる以上いくら小さくても十萬圓はかゝるから、もう少し經濟界が回復してからといふ

事になりました。

□選擧の應援

私共が實際運動の立場から、現在の議會制度を是認し、これによつて事をなさうとするならば、どうしても我黨の士を多數議會に送らなければなりません。若しさうであれば今次の總選擧に際して袖手傍觀する事が出來なくなります。例へ選擧權がなくとも、治警五條が存在しても、人がなくても、金がなくても出來るだけの事をしなくてはならなくなります。私共はかう考へて推薦應援の事を決し、評議員會の贊成を得ました。而しさて愈々となると其の人の選擇と方法とに少からず迷はされてしまひました。

さうして遂う人は本會の贊助員たる候補者、若は五條の請願、花柳病の請願の二つ若しくは一つに贊成な候補者といふ理由で、左の廿三氏を選びました。

今井　嘉幸氏(中立)林　　　毅陸氏(政)
星島　二郎氏(國)　富田幸次郎氏(憲)
高橋　本吉氏(政)　高木　　正年氏(憲)
根本　　正氏(政)　永井柳太郎氏(中立)
中野　正剛氏(中立)植原悦二郎氏(國)
鵜澤　聰明氏(政)　山口　　正憲氏(中立)
松田　源治氏(政)　小山　　松壽氏(憲)
小久保喜七氏(政)　秋田　　淸氏(中立)
兒玉　右二氏(中立)荒川　　五郎氏(憲)
宮田　　脩氏(中立)三輪田元道氏(政)
樋口　秀雄氏(憲)　鈴木富士彌氏(憲)
鈴木梅四郎氏(國)

(尤も右の諸氏以外尙多數の贊成者があるとは信じて居りますが、此際は只直接御本人より伺つた人だけに限りました。)

方法としては、全會員に依賴の通知をするのと、候補者の選擧區の新聞に通信するのと在京の留守宅を訪問する外、左の三項を選びました。

(一)各有權者宛推薦狀を發する事、
(二)其地方の適當な新聞に推薦文又は推薦廣告を掲載すること、
(三)政見發表の演說會に推薦文を送り代讀を依賴すること、

併し此の三項は各推薦者に同樣にするので はなく、一應其の希望を伺ひ指示によつてする事にしました。

此の意味の手紙を候補者に出したのは、四月の末から、五月の初へかけてでありました先第一に來たのは東京市牛込區の宮田脩氏で、(一)の方法をとる事になり、推薦はがき三千枚を印刷して、各有權者に送りました。次いで植原氏から第三の御要求が來たので、早速起草淨書して御送りいたしました。

衆議院議員候補者植原悅二郎氏推薦狀

「改造期に於ける今日の我が婦人界は、女子敎育の改善、女子高等敎育の要求、男女共學問題、婦人勞働乃至職業問題、戀愛乃至結婚問題、母性保護問題等實に多くの解決すべき、困難な問題に迫られつつあります。しかも婦人は次代の創造者であり、敎育者でありますから、是等の婦人問題の解決は單に婦人の個人としての能力の發展、利益の增進、權利の伸長みのに止まらず、民力の根源に關する重大な問題であつて、荀しくも國家社會の充實を期するものゝ決して等閑に附すべからざる根本問題でなければなりません。而して婦人參政權はこれが徹底的解決の爲めの一條件であると信じます。

併し我國に於ては遺憾ながら、今日なほ婦人に政治上の權利が全く與へられて居りません。從つて現在の日本婦人は已むを得ず婦人の生活に對し、比較的理解あり、同情ある男子を通じて婦人の意志、要求を僅に自國の政治の上に表現するより外ない有樣であります。

ところが政界に於ける男子は殊に舊時

代の偏見に囚はれ、國民の半數であり、且つその母である婦人の眞實なる叫びにも耳傾けやらとする者の少いのを日頃殘念に思つて居りました。

然るに今回の總選擧に際し、貴區より候補に立たれたる植原悦二郎氏は已に世人の熟知する如く、今日の政界に得易からざる新人として、現代に於ける一つの重要にして且つ最も根本的の社會問題なる婦人問題に對しても亦稀れなる理解を有つてゐられます。しかも同氏は本協會が婦人參政權要求の第一歩として前議會に提出せる(而して今後も又引續き提出せんとする)治安警察法第五條修正の請願に對しても、國民黨より同氏によつて同じ議會に提出せられたる治安警察法改正法律案中にも亦含むものとして最も熱心なる贊意を表されました。

斯くの如き氏をこの婦人界多事なる際に於て議政壇上に送る事は婦人全體の利益の增進と權利の獲得を目的とする本協會の最も望んで止まない所であります。

以上の理由によつて本協會は過日評議員會に於て同氏を推薦應援することに決議いたしました。

併し例の治安警察法第五條によつて婦人が政談演說の發起人となることも否それ以上その會の出席者たることさへも禁じられてゐる現在に於ては應援の方法も、極めて狹い範圍に限られてゐるのでありますから、この際有權者諸氏も、本協會の趣旨御諒解の上、同氏當選の爲め一層の御盡力あらむ事を切望いたします。」

同じく、高木氏からは第三を、中野正剛氏根本正氏からは第二を、今井嘉幸氏からは第一を指示してまゐりましたので、大要右の意味のものをそれ〴〵起草し淨書若くは印刷して發送いたしました。永井氏、樋口氏、高橋氏、荒川氏及其他の諸氏からは或は優勢故とか、手紙が延着したからとか、時機がないからとかの禮狀が來ました。この間僅かに五六日、隨分眼を廻しました。數名の會員の方々に手傳つていたゞきましたが、尙二三日は徹夜してしまひました。

こうして新聞紙の記事に胸をおどらしてゐる中、十日もすんで開票の都度當落が發表されました。それによつてまた直に祝電、弔電を送りました。前議會で少からず御世話になつた富田幸次郎氏、兒玉右二氏はとう〳〵落選されました。宮田、三輪田の兩教育家も駄目でした。今井、山口の兩氏も破れました。而し一方可成苦戰といはれた樋口氏、鈴木富士彌氏、植原氏を初め十六氏が當選されたのは非常な喜びでした。殊に會にとつて同情深い永井、中野、星島の三新人が揃つて榮冠を戴かれた事は、私共の運動の前途にとつて非常な力强さを感ぜしめられました。

□御斷と御禮

報告はまだ此外に研究部の事、講習會の事、評議員會の事等がありますが、紙數が足らないので次號に廻す事にいたしました本號に記述いたしました事もまだ〳〵御知らせしたい事が澤山ありましたが、これも紙數のないために割愛しました。

創立から今日迄恰度滿一ケ年になりますが、此間所謂創業の難で以つて、隨分人知れぬ苦しみを味ひました。

仕事を少し慾ばつて、人のないのに、資金の準備のないのに創立早々から始めたので、二重三重の重荷を背負はなければならなくなつてしまひました。

幹部としては一月の初めから奥氏も共に働いていたゞく事になつたのですが同氏は家庭の人であるに加へて妊娠出産等の事があつたので、始終御願ひする事は出來ませんでした。書記も五月頃に一ケ月程手傳つてもらつただけでしたから、會務や事業の總ては平塚氏と私の二人で處理しなければなりませんでした、忙しい時は幾晩も幾晩も徹夜をいたしました。私はよく二三日から五六日も引續いて平塚氏の御宅に御厄介になりましたし、平塚氏も私の所に或はお姉さんの所に時折泊られたりしました。

資金は最初發會式を擧行してから募集する方が正當な順序だと思つて其積りにして居りました所、議會運動のために發會式が

遅れ、愈々着手しやうとした時は此度の經濟界の大變轉の來た時でありました。それに一方休みなしに仕事が手にあつたので、ゆつくり會の經濟の方針をたてるひまもなく、必要に迫られただけのものを辛ふじて充して居りましたが、そのために可成精力を費消させられました。

尙此事業を初めて以來、私共は自分の生活の保障を失つてしまつたので、その方の心配も常に私共の心を脅して居ました。初めの三月、半年はどうにかやりくりして、まゐりましたが一年と續いてはどうにも出來なくなりました。それで此方は去る八月の評議員會で常務者（理事三人と書記一人）を有給とし二百圓だけそのために支出する事の許諾丈は得ました。尤もこれも現在の所では定收入が月百八九十圓（會費）あるだけですから、會員を增加するか、特別の寄附を仰いだ上でなければ實行されません。

かう言ふ次第であつた爲め思ひながらも手がまはり兼ね、會員への御報告が遲くなつたり、手紙の返事を失禮したりした事が少なからずありました。尙仕事そのものについても準備の足らぬ點、も少し考慮を要するものなどもありました。それ等については何分御宥恕を給はり度、御願ひいたします。

尙不備ながらも不完全ながらも、創立以來これだけの日數で而も我々極く少數のものので、これだけの仕事をなし得た事につきましては評議員及會員を初め先輩友人の外的内的の一方ならぬ御同情や御援助の賜と深く感謝いたして居ります。（市川房枝）

會報

會員數

（九月二十七日現在。氏名は次號から掲載します。）

一、正會員　六十三名
一、第一種賛助會員　九十六名
一、第二種賛助會員　百五十九名
一、維持會員　十三名

會計

全體の會計報告は總會に於て、月々の會計報告は評議員會に於てする事にしましたが、大體の經濟狀態をこゝに報告して置きます。

昨年九月の創立から三月の發會式迄の寄附金總額金九百八十五圓御座いました。これは四十二議會の運動費、發會式の費用車馬代、辨當代、印刷費、通信費、消耗品費等に使はれて、二百圓程不足でした。

發會式後九月迄の協會の收入は金九〇四圓の會費（維持會員一時金拂一人を含む）と七四八圓、寄附金と六八四、三四圓の音樂會の利益金とでありました。而してこれが支出は、選擧應援費、臨時議會運動費、研究部費、講習會費、備品費、印刷費、通信費、消耗品費、雜費、車馬代、辨當代等に支拂はれました。

寄附をいたゞいた方々の芳名を左に記して感謝の意を表します。

發會式以前の寄附者

薗部雪石氏、鈴木梅四郎氏、堤清六氏、眞藤愼太郎氏、櫻井すゞ子氏、有島武郎氏、福澤桃介氏、賀川豊彦氏、加藤時次郎氏、大山郁夫氏、江木榮子氏、大庭柯公氏、高野重三氏、黒須龍太郎氏、宇井民子氏、梅田きよ子氏

發會式以後の寄附者

秋田清氏、名生ゆき氏、金尾夏子氏、高橋本吉氏、山田美都子氏、石丸祐正氏、山田八重子氏、永井柳太郎氏、福島四郎氏、布施光子氏、山脇房子氏、松本君平氏、鈴木文治氏、長谷川如是閑氏、美濃部民子氏、有島武郎氏、沼田笠峰氏、小笠原長幹氏、大石榮子、鈴木正平氏、橋本徹馬氏吉田敏夫氏、櫛引弓人氏、高梨積子氏

寄贈圖書

（九月末日迄の分）

婦人參政權に關する原書六册　小内山燕氏
男女爭鬪史　堺利彦氏
講和會議を目擊して　中野正剛氏
法規々書　有斐閣
米國通信　岩永事務所

會　告

支部の設置について

會の發展を計るにはどうしても全國の各地に支部を設立する必要があります。一地方に正會員五名以上ある時は支部を置く事が出來るやうになつて居りますから、各地方の會員の方には、先づ五名の正會員をおつくり下すつて支部を設ける樣に御骨折り下さい。發會式には本部から誰か伺ふ事にします。支部の規約を早速起草しますから御申合せが出來たら御問合せ下さい。

會費の納付について

今迄忙しかつた爲めなくて困つて居りながら三ケ月もまとめていたゞく事になりましたが、これからはなるべく一ケ月分宛月末に集金郵便か又は直接にいたゞきに上ります。而し先へ一ケ月分なりまとめてなり御納付いたゞければそんな好都合はありません、御送金の際は振替に御拂込み下されば一番安全です。

會員及讀者の募集について

會そのものが多人數でなければならぬ事は勿論でありますが、一方協會の現在の經濟狀態をよくするためには是非共會員數を増加しなければなりません。尤も規約の不備は多少會員を得るのに面倒にはなつて居りますが、出來るだけ御勸誘願度う存じます。現在の會員の方々が少くもお一人で五名宛はおつくりいたゞき度う存じます。尙機關雜誌は會員外にも頒布し讀者をも多數得たいと思つてゐますから此方も廣く御勸誘いたゞき度いと存じます。

請願運動について

此度の第四十四議會にも例の二つの問題の請願を提出いたす筈です。今兩方共研究部に於て多少修正するため協議いたして居ります。それが出來次第印刷して御送りしますからよろしく願升。今度はうんと澤山の方々に調印していたゞき度いと思つて居ります。

女教員大會を機として

本號に教育部研究會の「全國女教員會の組織について」を掲載しましたので、參考の爲めに大會出席の方々へ御送りする事にして居りますが、尙開會の際は意見交換を行ふために適當の機會をつくりたいと思つて居ります。それは今教育部で相談中で御座います。

地方出張

關西地方へも伺ふ〳〵と申上げながら延び〳〵になりました。これで雜誌も出たら譯で御座いますが、貧乏ひまなしで、すぐ次號の編輯、下旬の女教員會から議會運動の準備にかゝらねばなりませんので、ゆつくり伺へさうもありません。而し皆は行けなくとも誰か一人は何とかひまをつくつて伺ひます。時は十月の下旬か十一月の初めになりませう。

事務所について

會が發展するにつれて現在の事務所では非常な不便を感じてまゐりました。それで會員の方々の會合に都合のよい、さうして靜かな市内の何處かに獨立の小さい事務所をほしいと思つて居ります。小さいと云つても二十名位の人が集り得る樣な場所がとれる所で圖書室もピンポン室位もほしいと思ひます。さうして小さいながらも不完全ながらも倶樂部の樣にして、會員の樂しい集會所にしたいと思ひます。地方會員のかたの宿位致したいと思ひます。御心當りがありましたら御願ひします。尤も今の所見付かる迄も我慢が出來ないので、近い中平塚氏の隣家に當分でも越さうかと云つてゐます。そこへ越せば圖書室位設けられますから、どし〳〵お遊びに御出掛け下さい。

協會に對しての希望

協會に對しての色々な御希望がありましたら御遠慮なく仰有つて下さい。私共自身現在の協會の色々な點について不滿を感じ出來るだけよくしやうと考へてゐる所ですから、なるべく多く伺ひたいと存じます。

協會日誌抄

一年間の日誌を一頁に書けとの命令だ。重要な事件と變つた事だけ拾つてみる。(ふ)

大正八年

▼初　秋　平塚、協會創立の具體案をつくる
▼中　秋　市川、計劃に預り、雜誌を出すことに決定。
▼晩　秋　雜誌中止、平塚、大阪朝日主催の關西婦人大會に出席して協會の計劃を發表する。

大正九年

▼一月六日　治安警察法第五條修正及花柳病男子の結婚制限に關する請願について協議會開會。奧、內部の人となる。
▼一月下旬　平塚一家全部流寒にかゝり、女中は遂に逝く。
▼二月九日　富田幸次郎氏の紹介にて二つの請願を衆議院に提出。
▲二月十五日　治警を鎌田榮吉氏の紹介にて、花柳病を三宅秀氏の紹介にて貴族院に提出。
▼二月二十一日　神田青年會館にて第一回講演會開會、出演者大山、大庭、植原、黒須、山田、遠藤の諸氏。
▼二月二十三日　衆議院請願第二分科會開會、兩方共政府への「參考送付」となる。
▼二月二十六日　議會解散。
▼三月五日　治警五條違反として錦町署に召換取調を受く。
▼三月十日　代議士數氏を中央亭に招じ晩餐會を催す。
▼三月二十八日　午後二時より上野精養軒にて發會式擧行、來會者七十餘名。平塚、高野重三氏より同氏秘藏の「雷鳥」の軸を贈らる。
▼四月十日　午後一時より神田青年會館にて音樂會を開く、盛會。
▼四月十六日　平塚、市川東京區裁所檢事局に召換取調を受く、五條違反なり。
▼四月二十八日　午後七時より第一回評議員會開會、協會の事業其他に付協議。
▼四月二十九日　今日より一週間推薦代議士に推薦狀、推薦廣告、推薦文、代讀原稿等を起草、印刷、發送する。
▼五月十日　總選擧擧行さる。
▼五月三十日　午後一時より正會員會を開き、研究部を組織す。
▼六月三日　今日より三日間社會事業大會に出席。
▼六月十一日　奧、男兒出生。
▼六月二十九日　臨時議會開院式擧行。午後五時より治警改正法律案提出の相談會を中央亭にて開く、出席代議士十數名。
▼六月三十日　治警の請願を政友會の高橋、林、鳩山、根本、山口諸氏に、花柳病の請願を憲政會の荒川氏外數氏に依賴して衆議院に提出。
▼七月一日　平塚、今日から洋服をきる。
▼七月八日T氏專賣局女工の罷工について助力を求めに來る、女工及當局者に會見。
▼七月十日　治警第五條改正法律案田淵、押川、松本、中野四氏を提出者とし、尾崎島田氏外三十餘名賛成者となり提出。
▼七月十五日　專賣局事件失敗に終る、十六人會組織に決定、市川今日から洋服をきる
▼七月十六日　請願第一分科會開會、治警五條は採擇花柳病は不採擇
▼七月十八日　午後六時から明治會館にて、治警五條のために有志婦人團聯合講演會を開く。出演者永井、松本、衆樹、與謝野田中、戸塚、西川、山內の諸氏、盛會。
▼七月十九日　治警改正法律案上程、田淵氏提案の理由を説明さる、委員附托協會から傍聽者百名を議會に送る。
▼七月二十一日　治警委員會開會。
▼七月二十五日　今日より一週間お茶の水作樂館にて政治法律講習會開會、講師穂積博士、大山郁夫氏、植原悦二郎氏。
▼七月二十九日　午後六時より同會場にて科外講演を催し公開す、講師有島、布施、長谷川の諸氏。
▼七月三十一日　講習修了、一時より懇話會を開く、午後六時より改正法律案提出者と中央亭に會食。
▼八月一日　午後から森ケ崎にて慰勞會開會、
▼八月十日　評議員會開會。

■編輯室より

■秋晴れの陽を浴びて愈々女性同盟が誕生いたしました。私共はどこ迄もこの雜誌がわが新婦人協會の機關雜誌として、會と共に發展してゆくことを期してをります。そのため編輯上制限されたり、偏つたりする點もありますから、獨立した雜誌として見れば幾分の不滿は免がれないと思ひますが、その代り此の雜誌を全ての會員の前に開放して、出來る限り大きく、根強い女性の力をうみ出すことに努めたいと存じます。かくれたる力を現はす事、散在する力を一つの大きいものとして生かす事、此の雜誌も亦斯う宣言します。

■愈々雜誌を出すとなりますと、あれもこれもと書きたい事が限りなく出てまゐりまして少しも初めの計畫が實行されませんでした。本號は殆んど欠く事の出來ないものだけで一杯になつてしまいました。次號からは、時評、內外婦人界動靜、會員の特別寄稿、各婦人會及團體の消息、新刊紹介等の欄も是非加へる筈です。そして、決して理論のみに走らず成たけ具體的に、生きた婦人界を離れず生長する雜誌である筈です。

■特に、各婦人團體の消息は成たけ廣く聯絡をとり度いと思ふ私共の立場から大變必要な事で、創刊號のために御寄稿下さつた向きも少くありませんでしたが、紙面狹隘のためやむを得ず『PL會より』一つに止めてあとは全て次號にまはす事にいたしました。會員の特別寄稿、これは潛んでゐた新しい力を世に紹介するためにも、育てるためにも肝要な事だと思つてをります。

■猶わざ〳〵御寄稿を願つた山田わか女史(兒童の不良性と家庭)寺田初代女史(米國に於ける少年少女及び女子に關する勞働法制の一斑)平山信子氏(裏道よりの婦人運動)及び私の(女性總同盟へ)は校正迄濟ませ乍らやつぱり次號に讓らねばならなくなりました。御寄稿の諸氏の御寛恕を願ひます、『勞農政府の婚姻制度』も同じく次號にのばしました。

■女子高等師範學校教授藤井利譽氏から、婦人參政權に對して、三項共に勿論可とする旨の御廻答を頂きましたが、締切後であつたため殘念乍ら載せられませんでした。

惡しからずお含みおき下さい。(むめお)

■第二二頁にある米國婦人參政權同盟會の宣傳ビラの意譯を左に載せます。

女教師選擧權の必要

何故女教師が婦人參政權を要求しなければならぬか。

一、教師はより多くの學校とよりよき學校を持つために、選擧權を持たなければならない、母と多數の教師が選擧權を持たないために、學校の公共の費用は常に貧しく與へられてをります。

二、教師は適當な捧給を得るために選擧權を持たなければならない。

三、教師は職務の安全を計るために……

四、教師は選擧權に依つて支配されて居るところの彼等の保護の下にある生徒の衣食や健康を安全に保つために……

五、教師は少年勞働者の雇主の侵害から彼等の地方の兒童を保護するために

六、教師は絶えず兒童を誘惑してゐる惡趣味から彼等を保護するために……

七、教師は未來の市民を養成し、興味を持つて最初の政治知識を完全に與へるために……

新婦人協會 規約

第一條　本會は新婦人協會と稱し、事務所を當分の中東京市外田端四四五平塚方に置く。

第二條　本會はその綱領に從ひ、婦人相互間の團結を計り、婦人擁護のため、其進歩向上のため、或は利益の增進、權利の獲得のために努力せんことを期す。

第三條　本會は第二條の目的を達せんがために、左記各事項中最も緊要と認めたるものより着手し漸次其の全體に及ぶ。

一、女子高等教育、小學大學の男女共學、婦人參政權、婦人に不利なる諸法制の改廢、母性保護等の要求をなすための實際運動を開始すること。

一、各地の有力なる婦人團體と連絡を計り婦人共同の利益に對する日本婦人總同盟を組織すること。

一、婦人に關する諸種の特殊問題の研究調査會を設くる事。

一、婦人問題、勞働問題、生活問題及其他諸種の社會問題に關する講演會を各地にて開くこと。

一、機關雜誌「女性同盟」の發刊。

一、婦人勞働者の教化機關として學校を設置し、婦人勞働新聞を發刊し、健全にして實力ある婦人勞働組合を組織する基礎を造る事。

一、婦人身上相談、職業紹介、結婚媒介。

一、女子大學講座の開設。

一、事務所、公會所、教室、婦人共同寄宿所、婦人簡易食堂、娯樂所、運動場、圖書館等を含む婦人會館の建設。

第四條　本會に左の四部を設く

一、會務部——庶務、會計

一、出版部

一、研究部——政治法律部、社會部、教育部、衣食住部

一、事業部

第五條　本會々員は左の三種とす

一、正會員

一、贊助會員　第一種贊助會員　第二種贊助會員

一、維持會員

第六條　正會員は本會の事業に直接關與し、本會と終始責任を共にする婦人にして、會費月五十錢を醵出する者をいふ。

正會員は研究部員として、何れかの部に屬すべきものとす。

第七條　第一種贊助會員は本會の趣旨に贊成し、本會の事業を援助する男女にして、會費月一圓を醵出する者をいふ。

第八條　第二種贊助會員は本會の趣旨に贊成し、知識又は勞力を以て本會の事業を援助することを約せる男女、及婦人團體の代表者にして、會費を要せず。

第九條　維持會員は本會の趣旨に贊成し、本會の事業を援助する男女にして、會費月五圓以上又は一時に五百圓以上を醵出するものをいふ。

第十條　會員は全部機關雜誌の配布を受くるものとす。

第十一條　本會に入會せんとする者は住所、職業氏名を記し、第二種贊助會員以外の會員たらんとするものは會費三ケ月分を添へて申込むべし。但し正會員たらむとするものは外に會員の紹介を要す。

第十二條　本會に左の役員を置く。

一、理事　一、書記　一、評議員

第十三條　理事は若干名とし、評議員中より正會員を互選す。其任期は二ケ年とす、理事は第四條に掲げられたる各部を分擔するものとす。尚別に總務理事を置き全體を總ぶ。若し本會を代表する必要ある時は總務理事これにあたる。(但し最初は發起人を以てこれに充つ)

第十四條　書記は若干名とし理事これを委囑す。書記は庶務をとるものとす。

第十五條　評議員は若干名とし、總會に於て正會員中より半數を互選し、贊助會員維持會員の婦人中より半數を互選す。其任期は一ケ年とす。

第十六條　總會は毎年一回春季に之を開會す。但し必要の場合は臨時總會を開く事を得。

第十七條　本會の經費は會員の會費及特志家の寄附金を以て之にあつ。

第十八條　會計報告は機關雜誌及總會に於て發表す。

第十九條　同一地方にて正會員五名以上を有する時は支部を設置する事を得。

第二十條　本會則は總會の決議によるにあらざれば變更する事を得ず。

第二十一條　細則は別にこれを定む。(以上)

■編輯室より

■秋晴れの陽を浴びて愈々女性同盟が誕生いたしました。私共はどこ迄もこの雑誌がわが新婦人協會の機關雜誌として、會と共に發展してゆくことを期してをります。そのため編輯上制限されたり、偏つたりする點もありますから、獨立した雑誌として見れば幾分の不満は免がれないと思ひますが、その代り此の雑誌を全ての會員の前に開放して、出來る限り大きく、根強い女性の力をうみ出すことに努めたいと存じます。かくれたる力を現はす事、散在する力を一つの大きいものとして生かす事、此の雑誌も亦斯う宣言します。

■愈々雑誌を出すとなりますと、あれもこれもと書きたい事が限りなく出てまゐりまして少しも初めの計畫が實行されませんでした。本號は殆んど欠く事の出來ないものだけで一杯になつてしまいました。次號からは、時評、内外婦人界動靜、會員の特別寄稿、各婦人會及團體の消息、新刊紹介等の欄も是非加へる筈です。そして、決して理論のみに走らず成たけ具體的に、生きた婦人界を離れず生長する雑誌である筈です。

■特に、各婦人團體の消息は成たけ廣く聯絡をとり度いと思ふ私共の立場から大變必要な事で、創刊號のために御寄稿下さつた向きも少くありませんでしたが、紙面狹隘のためやむを得ず『PL會より』一つに止めてあとは全て次號にまはす事にいたしました。會員の特別寄稿、これは潜んでゐた新しい力を世に紹介するためにも、育てるためにも肝要な事だと思つてをります。

■猶わざ〳〵御寄稿を願つた山田わか女史(兒童の不良性と家庭)寺田初代女史(米國に於ける少年少女及び女子に關する勞働法制の一斑)平山信子氏(裏道よりの婦人運動)及び私の(女性總同盟へ)は校正迄濟ませ乍らやつぱり次號に讓らねばならなくなりました。御寄稿の諸氏の御寛恕を願ひます。『勞農政府の婚姻制度』も同じく次號にのばしました。

■女子高等師範學校教授藤井利譽氏から、婦人參政權に對して、三項共に勿論可とする旨の御廻答を頂きましたが、締切後であつたため殘念乍ら載せられませんでした。悪しからずお含みおき下さい。(むめお)

■第二三頁にある米國婦人參政權同盟會の宣傳ビラの意譯を左に載せます。

女教師選擧權の必要

何故女教師が婦人參政權を要求しなければならぬか。

一、教師はより多くの學校とよりよき學校を持つために、選擧權を持たなければならない、母と多数の教師が選擧權を持たないために、學校の公共の費用は常に貧しく與へられてをります。

二、教師は適當な捧給を得るために選擧權を持たなければならない。

三、教師は職務の安全を計るために……

四、教師は選擧權に依つて支配されて居るところの彼等の保護の下にある生徒の衣食や健康を安全に保つために………

五、教師は少年勞働者の雇主の侵害から彼等の地方の兒童を保護するために

六、教師は絶えず兒童を誘惑してゐる悪趣味から彼等を保護するために……

七、教師は未來の市民を養成し、興味を持つて最初の政治知識を完全に與へるために………

新婦人協會　規約

第一條　本會は新婦人協會と稱し、事務所を當分の中東京市外田端四四五平塚方に置く。

第二條　本會はその綱領に從ひ、婦人相互間の團結を計り、婦人擁護のため、其進歩向上のため、或は利益の增進、權利の獲得のために努力せんことを期す。

第三條　本會は第二條の目的を達せんがために、左記各事項中最も緊要と認めたるものより着手し漸次其の全體に及ぶ。

一、女子高等教育、小學大學の男女共學、婦人參政權、婦人に不利なる諸法制の改廢、母性保護等の要求をなすために實際運動を開始すること。

一、各地の有力なる婦人團體と連絡を計り婦人共同の利益に對する日本婦人總同盟を組織すること。

一、婦人に關する諸種の特殊問題の研究調査會を設くる事。

一、婦人問題、勞働問題、生活問題及其他諸種の社會問題に關する講演會を各地にて開くこと。

一、機關雜誌『女性同盟』の發刊。

一、婦人勞働者の教化機關として學校を設置し、婦人勞働新聞を發刊し、健全にして實力ある婦人勞働組合を組織する基礎を造る事。

一、婦人身上相談、職業紹介、結婚媒介。

一、女子大學講座の開設。

一、事務所、公會所、教室、婦人共同寄宿所、婦人簡易食堂娛樂所、運動場、圖書館等を含む婦人會館の建設。

第四條　本會に左の四部を置く

一、會務部――庶務、會計

一、出版部

一、研究部――政治法律部、社會部、教育部、衣食住部

一、事業部

第五條　本會々員は左の三種とす

一、正會員

一、贊助會員　第一種贊助會員　第二種贊助會員

一、維持會員

第六條　正會員は本會の事業に直接關與し、本會と終始責任を共にする婦人にして、會費月五十錢を醵出する者をいふ。正會員は研究部員として、何れかの部に屬すべきものとす。

第七條　第一種贊助會員は本會の趣旨に贊成し、本會の事業を援助する男女にして、會費月一圓を醵出する者をいふ。

第八條　第二種贊助會員は本會の趣旨に贊成し、知識又は勞力を以て本會の事業を援助することを約せる男女、及婦人團體の代表者にして、會費を要せず。

第九條　維持會員は本會の趣旨に贊成し、本會の事業を援助する男女にして、會費月五圓以上又は一時に五百圓以上を醵出するものをいふ。

第十條　會員は全部機關雜誌の配布を受くるものとす。

第十一條　本會に入會せんとする者は住所、職業氏名を記し、第二種贊助會員以外の會員たらんとするものは會費三ケ月分を添へて申込むべし。但し正會員たらむとするものは外に會員の紹介を要す。

第十二條　本會に左の役員を置く。

一、理事　一、書記　一、評議員

第十三條　理事は若干名とし、理事は評議員中より正會員を互選す。其任期は二ケ年とす、理事は第四條に掲げられたる各部を分擔するものとす。何別に總務理事を置き全體を總ぶ。若し本會を代表する必要ある時は總務理事これにあたる。(但し最初は發起人を以てこれに充つ)

第十四條　書記は若干名とし理事これを委囑す。書記は庶務をとるものとす。

第十五條　評議員は若干名とし、總會に於て正會員中より半數を互選し、贊助會員維持會員の婦人中より半數を互選す。其任期は一ケ年とす。

第十六條　總會は毎年一回春季に之を開會す。但し必要の場合は臨時總會を開く事を得。

第十七條　本會の經費は會員の會費及特志家の寄附金を以て之にあつ。

第十八條　會計報告は機關雜誌及總會に於て發表す。

第十九條　同一地方にて正會員五名以上を有する時は支部を設置する事を得。

第二十條　本會則は總會の決議によるにあらざれば變更する事を得ず。

第二十一條　細則は別にこれを定む。(以上)

女性同盟の發刊を祝して、新婦人協會へ語を寄せます

しつかりやつて
くださ い!!

東京府下大井町字坂下（院線大森驛スグ前）

坂本勇吉商店
坂本眞琴研究所
眞琴商會

染料專門
家庭染色教授
エムエス家庭染料並絞り染材料一切

電話大森長三六七番
振替東京四三七四四

毎週火曜日、木曜日、年中休なく家庭染色講習を開いて居ります。御報次第規則書を送ります。

比較婚姻法論

法學博士　穗積重遠先生講述

第一　比較法學の意義

御求めに依りまして比較婚姻法論と題する講演を致しますが、協會からの御注文に依りますと、成るべく從來の所謂通俗講演でなく學問的にやるやうにと云ふことでございまして、勿論其積りで居るのでございますが、時間と私の知能との不足の爲めに到底充分な事は出來ぬと云ふことは御含み置きを願ひます。學問的にやると云ふことになりますと、先づ第一に比較婚姻法論と云ふ其比較とはどう云ふ事をするのか、何の爲めに比較研究をするのかと云ふことを考へて見なければならぬと思ひます。それで第一に比較法學の意義と云ふ項を設けたのであります。法律學研究法にも種々のやり方がありまして、從來は普通に法律の條文を讀んでどう云ふ意味だと解釋するのが法律學だと斯う考へられて居つたのでありますけれども、併しそれでは法律の條文其もの丶意味だけでも眞實充分には分らぬのでありまして、法律の眞意義を知らんが爲めには種々の方面から研究しなければならないのであります。そこで近來法律學の研究法が段々と多方面になつて來ました。其一つの方法として比較研究と云ふものが近頃大分盛になつて來たのであります。自分の國の法律だけを調べたのでは實は其の眞の意味は分らぬのでありまして、外國の法律と比較して見ると云ふことが、自分の國の法律の意味を眞に明かにする爲め

にも必要な事であります。而して單に自分の國の法律の意味を明かにすると云ふだけでなく、法律と云ふもの全體の意味を明かにするにも、世界各國の法律を比較して見るのが大切だと云ふことに段々氣が着いて來たのであります。ゲーテの言葉に『外國語を知らざる者は自國語を知らず』と云ふのがありますが誠に其通りで、言語だけの問題ではなく、『外國法を知らざる者は自國法を知らず』であります。又單に法律のみの問題でなく、凡て外國の事を知らない者は眞に自分の國の事柄が分らない、日本は特別の國柄であるから外國を顧みる必要はないと云ふ議論も大分聞くやうでありますが、それが大間違であることは明白であると思ふのであります。

然らば外國の法律を調べると云ふ研究法にはどう云ふ所に値打ちがあるのであるかと云ふと、決して、外國の法律を調べて見たらかう云ふ面白い規則があつた、かう云ふ珍らしい習慣があつたと云ふ樣な、骨董的意味で外國法研究が面白いのではないのであります。比較的に法律を研究すると云ふ事にはもう少し根本的の意味があるのであつて、即ち所謂比較法學には科學的基礎があるのであります。近頃さう云ふ方面の法律學が盛になつて來たのも全體の科學が發達して來たからのことであります。近世になつて段々と世界が謂はゞ狹くなつて、旅行者等が今まで人の行かなかつた所にまで行つて其土地の土人の珍らしい風俗習慣等を見て來て國へ歸つて報告する所から、人種學（エスノロヂイ）と云ふ學問が發達して來たのであります。其人種學の一つの方面として、各人種の法律を研究すると云ふことが段々問題となつて來たのであつて、それが今日に於ては比較法學と云ふ獨立の課目を成すに至つたのであります。

斯の如く比較法學には科學的基礎があるのでありますが、其上更に哲學的基礎とでも云ふべきものがあるのであります。有名なドイツの哲學者のヘーゲルが比較法學に哲學的基礎を與へたのであります。ヘーゲルは所謂汎神論者汎理論者で、凡ての現象が神の發現であると論ずる。而してヘーゲルの神と云ふのは結局精神であり道理でありますから、此世の中に現はれて居るものは凡て道理であると云ふのがヘーゲルの立場であります。即ち

ヘーゲル自身の有名な言葉によりますと、『凡て道理あるものは實在す、而して實在するものは凡て道理あり』であります。即ち此世の中の森羅萬象何れも道理の發現でないものはない。斯う云ふヘーゲルの汎道理が比較法學に頗る好影響を與へて居ります。即ち此世界には各國諸民族に種々の法律があり、種々の風俗習慣があるのが、何れも皆道理の現はれである、一寸見た所では種々違つて居るやうな點があるけれども、皆根本は一つの道理で、それが種々に形を變へて現はれて居るものであるからして、其根本の道理を知る爲めには種々の方面の現はれを觀察すると云ふことが一つの重要な方法である。即ち法律其もの丶眞髓を知る爲めには一國の法律を見ただけでは駄目なので、世界各國の法律を比較研究すると云ふことが、根本的に大切な事であると云ふことになつて來るのであります。即ち一方にはさう云ふ哲學的基礎があり、他方には科學的研究が盛になつて來た爲めに、比較法學と云ふものが法律學に於て非常に重きを爲し來つたのであります。故に唯だ外國の法律が違つて居つて珍らしいから研究すると云ふのではなく、違つて居るには違はねばならぬ道理があらうがそれは何であるか、又違つて居ると云ふ事は根本的ではないのであらうから軈て同一に歸すべきでないか、どう云ふ筋道を經たら同一に歸着するであらうかと云ふ問題を比較研究によつて解決しやうとするのであります。

こ丶に注目すべきことは近頃諸國の法律が追々世界的に統一されて來る傾向があることであります。而してそれが實際生活上に或る場合には非常に必要である。例へば商賣取引を日本內地だけでやつて居つた時代には、日本內地だけの商賣取引の法律があれば宜かつたのでありますけれども、今日のやうに世界各國と貿易すると云ふことになつて來ると、我國の商賣の法律即ち日本商法だけでは間に合はず、又日本の商法とイギリスの商法とが違ふと云ふことになると、日英兩國間で取引する場合に種々の不都合が生ずるのであります。故にどうしても商法は世界的に統一されなければならぬと云ふことが近頃段々主張されます。又例へば著作權の保護は、或人が書物を著した場合に其著作を他人が無暗に出版してはならぬ飜譯してはならぬと云ふ樣な保護をするのであり

ますが、これも一國で保護しただけでは役に立たないので、日本で著作權を保護しても、アメリカで複製され飜譯されると云ふことになれば何にもならないのでありますから、著作權を保護する爲めにはどうしても著作權法が世界的にならなければならぬと云ふことになるのであります。即ち我々の共同生活が段々世界的になつて政治上に於ても國際聯盟と云ふものが出來て世界全體が一つになつて平和を圖ることとなり、又經濟上に於ても世界全體が一つの共同生活をすると云ふことが益々大切になつて行くに隨ひ、法律も世界的になるのであつて、所謂世界法なるものが出來る傾向があるのであります。勿論法律は各國の主權に依つて行はれるものでありますから、日本の法律と英米とはそれぞれ基く所の權力を異にして居るけれども、內容に於ては追々統一される傾向がある。而して其法律の世界的統一事業の爲めにも、世界各國の法律を較べて見ると云ふことが有意義なのであります。

而して今日に於て比較法學の材料として最も興味ありと言はれて居るのは婚姻制度であります。現在の所各國何れも其國の人情風俗及び地理的關係等に依つて、婚姻其他の親族制度がかなりに違つて居るのであつて、其處で之を比較すると云ふことの興味があるのであります。是も前申す通り違つて居るから珍らしいと云ふだけのことではないのであつて、各國土地を異にし、人種を異にしても結局同じ人間でありますから、人間本來の重大現象たる婚姻制度は、今までは種々周圍の影響に依つて違つて居つたけれども、追々同樣になるべきものではないかと云ふ所に興味があるのであります。即ち世界法と云ふ傾向は、唯だ商法とか手形法とか或は著作權法、特許法と云ふやうなものに限らず、婚姻法に於ても世界的に其內容が統一され、而して追々人間に最も適當な制度に進んで行くのではないかと思はれる、其筋道を觀察する爲めに先づ各國の婚姻法を比較して見る必要があるのであつて、決して骨董いぢりではないと云ふ事を御承知願つて置くのであります。


M10.

大正九年十月六日印刷納本
大正九年十月九日發行

女性同盟創刊號

（大正九年八月十日第三種郵便物認可）

編輯兼發行印刷人 市川ふさゑ
印刷所 東京市芝區南佐久間町一ノ三 弘榮堂印刷所
發行所 東京府下田端四四五 振替東京五〇九〇 新婦人協會
定價 一冊二十五錢（郵稅五厘） 半ケ年分一圓四十錢（郵稅共） 一ケ年分二圓七十錢（郵稅共）